東海教師教育研究

第27号

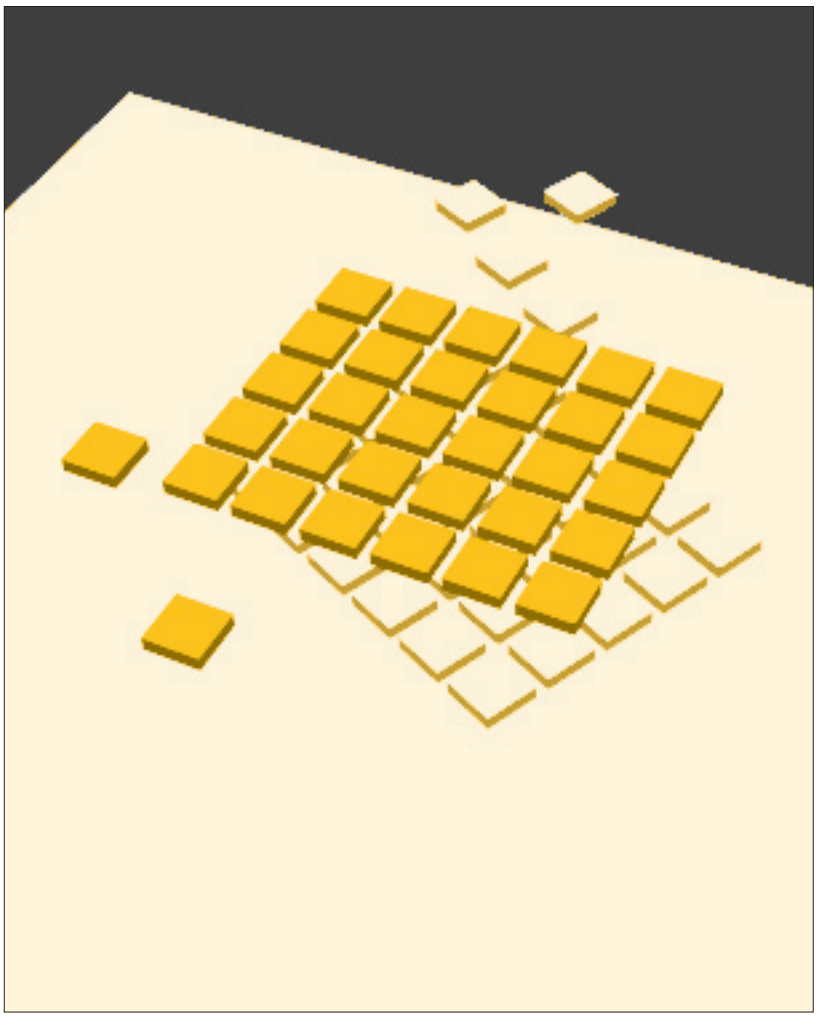

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会

2013年6月

『東海教師教育研究』編集規定

(1)　論文原稿は未発表なものに限る。ただし、口頭発表、その資料の場合はこの限りではない。主題は教師教育に関するものとする。

(2)　原稿用紙は、横書き、B5版、400字詰めを用い、ワープロ使用の場合は、A4版、横書き、40字×30行の書式設定を原則とする。

(3)　編集部において特に指定するもの以外の論文については、原則として、下記の分量以内に原稿をまとめること。

I:原稿用紙の場合　　40枚以内

II:ワープロの場合　　上記(2)の書式設定で14枚以内

(4)　論文原稿を2部（複写可）送付するものとする。（手元にコピーを必ず保存しておくこと）。原稿は原則として返却しない。原稿には必ず英文タイトル名を付すること。

(5)　原稿には氏名、所属（職名その他を含む）、連絡先を付記し、編集事務局宛送付するものとする。

(6)　注記、引用文献は、一括して、本文の後に紙葉を改めて注記番号順に列挙すること。なお、欧文文献の引用は次の例に倣うこと。

I：単行本の場合　　Milman, David(1986), Educational Conflict and The Law, Croom Helm (London), pp. 34-36.

II：定期刊行物の場合　　Good, T.L.(1979), Teacher Effectiveness in the Elementary School: What We know About It Now, *Jounal of Teacher Education,* 30. *pp.* 52-64.

(7)　参考文献は、必要があれば、注記、引用文献の後に紙葉を改め,参考文献と標記して列挙すること。

(8)　図（写真を含む）、表があるときは、注記、引用文献（または参考文献）の後に、１件１枚の割りで第○図、第○表と標記してそれぞれの題名を添える。本文原稿には図、表の挿入箇所を朱で指示すること。

(9)　数字は、特殊な場合を除き、アラビア数字を用い、原稿用紙一マスに2字の割合で記入する。ワープロの場合は半角指定にすること。

(10)　欧語は、活字体で一マスに2字の割合で記入する。ワープロの場合は半角指定にすること。

(11)　原稿は随時受け付ける。ただし、発行期日との関係で、年1回の締切日を設ける。

原稿締切日　　5月31日

発行予定日　　10月1日

(12)　原稿掲載の採否は、編集委員の合議によって決める。

(13)　執筆者による校正は初校のみとする。

(14)　論文投稿資格

I. 東海地区会員校に所属する教職員

II. 上記以外の教師教育専門研究者または関心を有する者

(15)　編集事務局を当分の間、下記に置く。

〒487-8501　愛知県春日井市松本町1200

中部大学　教職課程　笠井研究室内　東海私教懇編集事務局

TEL（0568）51－1111㈹

『東海教師教育研究』第27号

Tokai Journal of Teacher Education
No.27　2013

私の教育実践

授業評価表の作成・活用を通した教科教育法（工業・情報）の実践
伊　藤　大　輔・木　村　竜　也（金沢工業大学）…　3

椙山女学園大学教育学部の体育系授業の指導実践
－「体育」と「体育の指導法」の実際と問題－
國　井　修　一（椙山女学園大学）…　11

社会科教育における現場教師のジレンマ
柴　田　育　郎（愛知淑徳大学）…　19

研究会報告

教員養成における実践的教育
―愛知淑徳大学「学校体験」の取り組みから―
亀　田　夕　佳（愛知淑徳大学）…　29

岡崎女子短期大学における教職実践演習（幼稚園）初年度実践報告
－教職実践演習の実施に係る課題－
中　村　治　人・大　岩　みちの（岡崎女子短期大学）…　37

2012年度東海私教懇第３回定例研究会記録
記録：坂　本　徳　弥（椙山女学園大学）…　47

東海私教懇 2011 年度事務局報告 …… 63

〈私の教育実践〉

授業評価表の作成・活用を通した教科教育法(工業・情報)の実践

伊 藤 大 輔・木 村 竜 也
(金 沢 工 業 大 学)

1. はじめに

「各教科の教育法」は、教育職員免許法施行規則第6条の規定に基づき、「教育課程及び指導法に関する科目」の1つとして位置付けられた「教職に関する科目」である。教職科目を構成する1科目であるが、その役割は小さくない。と言うのも、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を架橋し、教育実習に向けて、教師としての実践的力量を形成する主たる場となるからである。

こうした役割もあって、各教科・領域について、さまざまな実践が試みられている[1)]。本小論は、金沢工業大学における工業科教育法と情報科教育法の実践事例の概要について報告することを課題とする。まず、本学の教職課程の概要を示すとともに、指導計画と授業評価表とその活用方法について述べる。さらに、授業アンケート結果を踏まえつつ、その成果の一側面について考察を試みている。

2. 教職課程の概要

金沢工業大学では、「自ら考え行動する技術者」の育成を目的として全学の教育課程が編成されている。「自ら考え行動する技術者」とは、自ら問題を発見し解決のための方策を考え、その方策を他者に論理的に伝え、実践できる人材を指している。教職課程においてもその全学的な目的に基づき、教員希望学生に対して、教育現場での実践的指導力を身につけさせることを目指している。すなわち、金沢工業大学教職課程が育てようとしている教師とは、教育学や心理学、および教科に関する知識を確実に獲得し、それらの知識を教師としての使命感と責任感を持って、教育現場に活用できる人材である。

現在、金沢工業大学では、平成23年度以前の入学生に対しては、高等学校1種免許状の工業と情報、平成24年度以降の入学生に対しては、それらに加えて、高等学校と中学校1種免許状の数学と理科の取得が可能となっている。平成24年度の教職課程履修者を、第1表に示す。なお、各学年の総学生数は1500～1700名である。また、過去4年間の教育実習履修者数を第2表に示す。教職課程履修者は、年度によって異なるが、上位学年になり専門課程の難度が高まるにつれ減少する傾向にある。3年次以降の履修者の多くは、教員を真剣に希望し

ており、卒業後に現場教員になる者、教育系大学院に進学し高等学校の工業と情報以外の免許状取得を目指す者がいる。教育実習履修者は、平成 22 年度以降は 40 名弱を保っている。

第１表　平成 24 年度の教職課程履修者数

単位：人

	1年次	2年次	3年次	4年次
履修者数	146	70	25	37

第２表　過去４年間の教育実習履修者数

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
履修者数	16	37	38	37

教職課程のカリキュラムは、２年次までは教育学と心理学などの基礎科目が中心であり、３年次前学期に「教育方法・技術論」において、授業の設計について学習する。その後、後学期に開講される「工業科教育法」、「情報科教育法」、および「生徒・進路指導論」において、実践レベルの学習を行い、４年次の教育実習につながる力を獲得させることをねらいとしている。つまり、３年次後学期に開講する教職課程の諸科目は、それ以前の教職と教科に関する科目について学んできた内容を結びつけ、それを実践的なレベルに上げるものとして位置づけられている。くわえて、教育現場に立つ者としての意識を高めることをねらって、２年次の後学期から個別指導を行い、教育実習を行うかどうかと教員を志望するかについて熟考させることとしている。

3. 指導計画

第３表に工業科教育法の学習支援計画書（シラバス）の概要を示した。授業は、大きく２つに区分される。前半（第１～11 回）は、理論編であり、教科・科目の特質や学習指導要領の要点などについて学習する。後半（第 12 ～ 31 回）は実践編であり、教育方法・技術論を中心にこれまで学んできたことを模擬授業の構想と実践を通して総括を、グループ活動及び個々人で行う。なお、情報科教育法も同様の構成である。両科目とも４単位であり、週あたり、90 分×２コマの開講としている。

第３表　工業科教育法 学習支援計画書の概略

【教育目標】

工業教育の目的は、工業の各分野に関する基礎的・基本的な技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境に配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てることである。本授業では、工業高校の教員として上記の目的を達成するために、適切な授業運営を行うことができる基礎的な知識や実践力を身につけることを目標とする。

【学生が達成すべき行動目標】

⑴ 高等学校における工業科教育の内容と方法を理解し、文章で説明することができる。
⑵ 工業高校が抱える問題点を理解して、改善策を提示することができる。
⑶ 工業の授業を行うための学習指導案を作成することができる。
⑷ 授業運営の実践的指導力を身につけ、模擬授業を行うことができる。
⑸ 真摯に学習に取り組み、学生の達成すべき行動目標を自己評価することができる。

【授業明細】

第 1 回：科目オリエンテーション、工業の科目の全体像の解説（講義・質疑応答）
第 2 回：工業教育の歴史（講義・質疑応答）
第 3 回：工業教育の現状、工業教育の問題点（講義・質疑応答・ディスカッション）
第 4 ～ 5 回：学習指導要領の解説（講義・質疑応答）
第 6 ～ 8 回：工業教育の現状（講義・質疑応答）
第 9 ～ 11 回：学習指導案づくりの基礎理論（講義・質疑応答）
第 12 ～ 15 回：学習指導案の作成と相互批評（グループ実習）
第 16 ～ 29 回：模擬授業：学習指導案と模擬授業の検討（模擬授業・ディスカッション）
第 30 回：授業実践についてのまとめ、試験（講義・質疑応答・筆記視点）
第 31 回：自己点検授業（講義・質疑応答）
（注）括弧内は授業の運営方法を示している。

【成績評価】

* 試験（30%）
* レポート（60%）
  ・①授業展開を考慮ながら工業科教育の目標と内容を整理する。
  ・②各自の模擬授業を振り返り、その反省と改善点を論述する（授業反省レポート）。
  ・③他者の授業を観察し、自分が取り入れるべき点を中心に論述する(授業観察レポート)。
* ポートフォリオ（5%）
* その他（5%）

4. 授業評価表の作成と活用

授業評価表は、模擬授業の相互評価及び自己評価の指標となるものであり、理論編の最後に教科教育法の履修者全員（合同）で作成する。評価項目は、第４表に示す手続きにより、グループ単位（３～４名）で検討し、最終的には全受講者で合意し完成となる[2)]。

第４表　授業評価項目の作成方法

① 課題を提示する。ワークシートを配布し、これまでの経験や教職科目（特に教育方法・技術論）で学習したこと想起しながら、よい授業の条件を考えるように指示する。
② 4～5班を指名し、優先順位の上位から10項目を板書するように指示する。
③ 指名したグループの代表者に、挙げた条件と理由を発表させる。
④ 板書していないグループに対し、追加すべき条件はないか確認する。
⑤ 複数のグループに共通する条件を、授業評価項目の候補としていく。表現は異なっても同義であれば、共通する条件とみなしても構わない。クラス全体で合意しながら進めるようにする。

授業評価項目の決定後、自由記述欄（授業についての感想・アドバイス・授業の総括）を加えたものが授業評価表となる。翌週の授業で、評価項目の字句・表現など、全受講者で確認し、合意を得て授業評価表が完成する。1図に平成24年度版の授業評価表を示した。

平成 24 年度：教科教育法授業評価表（Ver.1.0）

＿＿年＿＿月＿＿日　　授業者 ＿＿＿＿＿＿　記入者＿＿＿＿＿＿

1. 授業について　（評価の方法：5→大変良い、4→良い、3→普通、2→改善の余地あり、1→大いに改善の余地あり）	
①見やすくわかりやすい板書だったか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
②大きく聞き取りやすい声量だったか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
③要点が整理されていてわかりやすい授業だったか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
④生徒への配慮はできていたか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
⑤生徒の様子をみながら授業ができていたか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
⑥授業内容に興味・関心をもつことができたか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
⑦教材・教具は適切に活用されていたか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
⑧時間配分は充分に考えられていたか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
⑨教師の熱意が伝わってくるような授業だったか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
抑メリハリのある授業だったか？	5 — 4 — 3 — 2 — 1
総合評価	5 — 4 — 3 — 2 — 1

2. 授業についての感想・アドバイス

（良かった点・参考になった点）

（注意すればもっとよくなると感じた点）

3. 授業を総括して

1図　平成 24 年度教科教育法授業評価表

模擬授業後、受講者が記入した授業評価表は、授業風景を撮影したビデオとともに授業者に返却される。これらの資料をもとに、授業者は「授業反省レポート」を作成する。具体的には、

⑴ 評価一覧（各評価項目の平均値をまとめたもの）、⑵ アドバイス・コメントの一覧表、⑶ 模擬授業の振り返り、⑷ 模擬授業の成果と課題の各項目についてまとめ、模擬授業の翌週に提出を求めている。さらに、自己点検授業（最終授業）では、模擬授業の総括として「授業観察レポート」の提出を課している。「授業観察レポート」では、興味・関心をもったり、参考になると感じたりした模擬授業を取り上げ、各自で任意に設定した視点から分析を行う。さらに、以上の結果及び「模擬授業反省レポート」の内容を踏まえつつ、各自が理想とする授業について論理的に記述する。「授業反省レポート」では、授業評価表の各項目に基づいた分析を、「授業観察レポート」では、評価項目を意識しつつも、各自でそれらを再構成した授業分析の視点の形成が意図されている[3)]。

第５表に平成 23 年度と 24 年度の授業評価項目を示す。要点の明確さ、板書、声量、時間配分など８項目は共通していた。一方、「授業目的・目標の明確さ」、「授業の達成感」は平成 23 年度に、「授業内容に対する興味・関心」は平成 24 年度に固有の項目であった。以上のように評価項目は、受講者の授業観や教師観などの影響を受けつつも、「板書のみやすさ・わかりやすさ」、「充分な声量」、「教材・教具の適切な活用」などの共通項目に収束する傾向にあることがわかる。

第５表　平成 23・24 年度の授業評価項目の比較

平成23年度	平成24年度
授業のポイント（要点）はわかりやすかったか	要点が整理されていてわかりやすい授業だったか
板書（スライド）は見やすかったか	見やすくわかりやすい板書だったか
適切な声量であったか	大きく聞き取りやすい声量だったか
授業にメリハリ（進度、節目等）があったか	メリハリのある授業だったか
教材や教具は活用できていたか	教材・教具は適切に活用されていたか
時間配分は適切であったか	時間配分は充分に考えられていたか
教員の熱意が感じられた授業だったか	教師の熱意が伝わってくるような授業だったか
生徒の実態や様子を確認しながら授業を進めていたか	生徒の様子をみながら授業ができていたか
授業の目的・目標は明確であったか	
説明はわかりやすかったか	
（生徒からみて）達成感が得られた授業だったか	
	生徒への配慮はできていたか
	授業内容に興味・関心をもつことができたか

5. 授業アンケートの結果

ここでは、本学で実施されている「授業アンケート」のうち、学生が達成すべき行動目標（詳細については３．指導計画を参照）に対する達成度の自己評価を手がかりに、受講者数が

多かった成果の一端について検討したい。なお、受講者数が多かった工業科教育法を対象とする（第６表参照）。また、本小論の趣旨をふまえ、５つの行動目標のうち、「(1) 高等学校における工業科教育の内容と方法を理解し、文章で説明することができる」、「(3) 工業の授業を行うための学習指導案を作成することができる」、「(4) 授業運営の実践的指導力を身につけ、模擬授業を行うことができる」の結果に注目する。

第６表　平成 22 ～ 24 年度「工業科教育法」及び「情報科教育法」の受講者数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
工業科教育法	31	32	19
情報科教育法	11	8	5

２図に、行動目標(1)に対する受講学生の達成度自己評価の結果を示した。80 パーセント以上の自己評価をした受講生は、平成 22 年度、23 年度ともに 21 名（それぞれ 77.81% と 75.0%）と、ほぼ同様であった。

次に、行動目標(3)に対する達成度自己評価に着目したい（３図参照）。80 パーセント以上の自己評価をした受講生は、平成 22 年度で 23 名（88.5%）、23 年度では 25 名（89.3%）であった。行動目標(1)の結果（工業科教育の内容と方法）と比較すると、行動目標(3)の方が平成 22 年、23 年ともに 1 割以上、80 パーセント以上の達成度とした学生が多かった。これは、多くの受講生が、グループによる学習指導案作成演習や模擬授業を通して、授業づくりや学習指導案への記載方法を身につけ、自信をもつことができたとみられる。一方の工業科教育の内容と方法については、学習経験の少なさ（５回分）やレポート作成をともなうこともあって、低めに自己評価した学生がいたとものと考えられる。

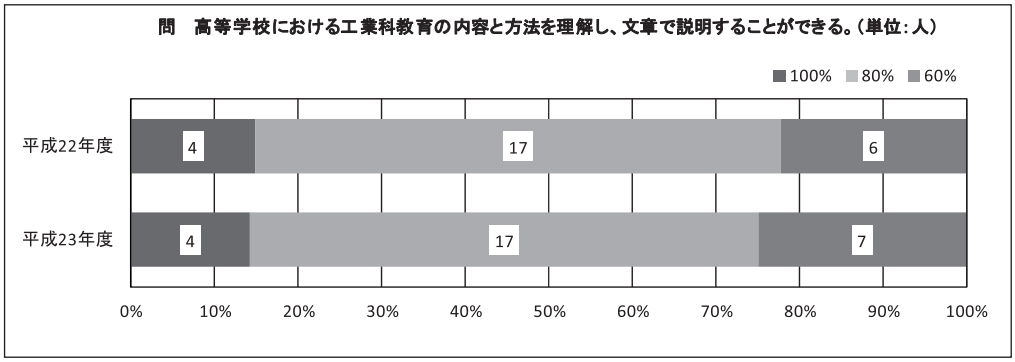

２図　平成 22・23 年度工業科教育法：行動目標(1)に対する受講学生の達成度自己評価

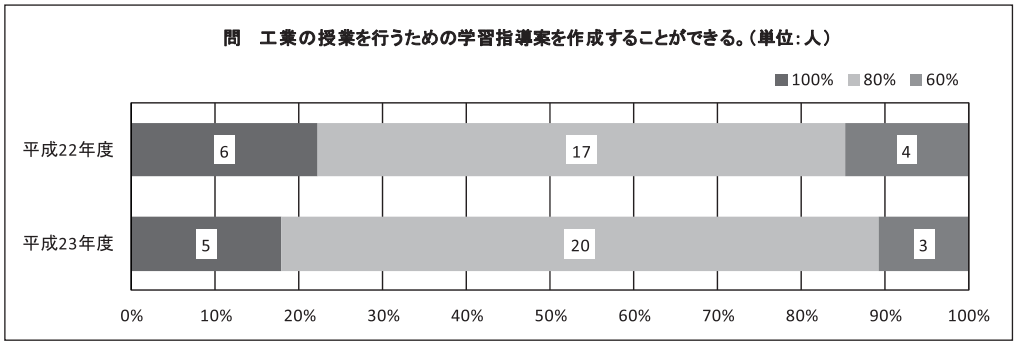

3図　平成 22・23 年度工業科教育法：行動目標⑶に対する受講学生の達成度自己評価

最後に、行動目標 (4) に対する受講生の達成度自己評価について検討したい（図 4 参照）。80 パーセント以上の自己評価をした受講生は、平成 22 年度で 21 名（78.5％）、23 年度では 22 名（75.9％）であった。行動目標 (3) の結果（学習指導案の作成）よりも、やや自己評価が低いのは、本科目で提供できる模擬授業の回数だけでは、授業づくりやその運営に対して十分な自信をもつことが困難な受講生がいたためと考えられる。

とは言え、以上で確認した行動目標 (1)(3)(4) に対する自己評価は、各項目全てが 60％以上の達成度であることから、「工業科教育の内容と方法」、「学習指導案の作成」、「模擬授業の運営」ともに、必要最低限のことは身につけることができたと受講者は判断しており、一定の効果があったと考えられる。

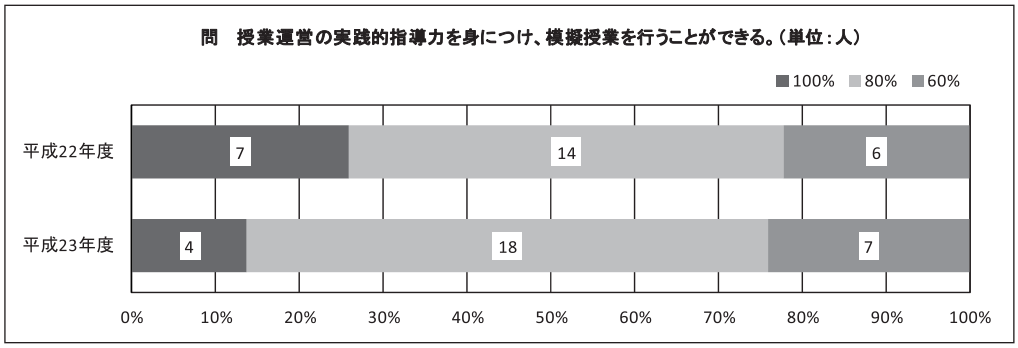

4図　平成 22・23 年度工業科教育法：行動目標⑷に対する受講学生の達成度自己評価

6. おわりに

本小論では、授業評価表の作成とその活用を通して、自らが理想とする授業に近づく努力を促す実践事例について「工業科教育法」を中心に報告した。

教師と生徒による双方向的な授業は理想的であるが、その実現には越なければならないハードルがいくつも存在する。ダイアローグとしての授業づくりを支援するための糸口として、筆

者らは模擬授業後に実施される検討会（反省会）での発言に注目している。ポイントの１つは、外面的（板書、声量など）な指摘から、生徒の内的な状態（理解の順序、わかりやすさ、興味・関心など）と関連するような指摘への変容をどのように促すか、にあると考えている。いずれにしても、教科教育法の参加者全てが「授業づくりの難しさとその魅力をともに学びあう場」となるよう、これからも工夫を積み重ねていきたい。

註

1）例えば、工業科教育では、伊藤彰茂（2008）「模擬授業の効果を上げるための試行―工業科教育法における実験的試みから―」、『瀬木学園紀要』2 号、pp.61-66 など。

2）原（2011）の実践でも「授業評価カード（p.31）」が活用されている。しかし、教員側があらかじめ準備したものであり、本報告のアプローチとは異なっている。

3）社会文化的アプローチに基づいて開発された、協働思考プログラム（thinking together program）に着想を得ている。協働思考プログラムでは、児童・生徒らで作成した言語運用のためのルールを、自らの話し合いをコントロールできるようにすることが目指されている。協働思考プログラムについては、次の文献を参考にされたい。比留間太白（2006）「協働思考を通した学習」、CHAT Technical Reports No.3、関西大学人間活動理論研究センター。

文献

原國人（2011）「国語科教育法の授業―中京大メソッドの紹介―」、『東海教師教育研究』第 25 号、pp.27-33。

比留間太白（2006）「協働思考を通した学習」、CHAT Technical Reports No.3、関西大学人間活動理論研究センター。

伊藤彰茂（2008）「模擬授業の効果を上げるための試行―工業科教育法における実験的試みから―」、『瀬木学園紀要』２号、pp.61-66。

〈私の教育実践〉

椙山女学園大学教育学部の体育系授業の指導実践
―「体育」と「体育の指導法」の実際と問題―

國　井　修　一
（椙山女学園大学）

はじめに

平成 19 年４月に開学した椙山女学園大学教育学部は平成 25 年３月、３回目の卒業生を教育現場に送り出した。教育学部は、子ども発達学科の１学科でその中を２つの専修（専攻コースに相当）保育・初等教育専修（幼稚園教諭・保育士養成）と初等中等教育専修（小学校教諭養成）がある。保育・初等教育専修に所属する学生も小学校教諭養成プログラムを付加することもできる。また、初等中等教育専修に、数学プログラムと音楽プログラムの中等教育のプログラムがあり、小学校教諭一種免許状、中学校教諭・高等学校教諭（数学）または（音楽）一種免許状、あるいは幼稚園教諭を付加して取得することができるという多様なニーズに応える学部である。そこでの体育系授業は、教養教育の「体育（スポーツ科学)」とは別に、１年生対象の専門展開科目、教科（初等教育）の「体育」（選択）と、２年生対象の専門展開科目、教科の指導の「体育の指導法」（必修）がある。小学校で展開される体育の領域は多岐にわたり、その内容は広範囲であるが、この２科目でそれをカバーするように実施している。その実施の実際と問題点について述べる。

１．「体育」と「体育の指導法」の運動領域の分担について

１年生対象の「体育」は選択科目である。その運動領域は、体つくり運動を含む器械運動（低学年の器械・器具を使っての運動遊びを含む）とボール運動（低・中学年のゲームを含む）である。器械運動は専任教員が担当した後、ボール運動の十分なガイダンスを受け、学生が模擬授業を実施する形態をとっている。選択科目であるので、履修者は一定ではないが、2012 年度後期に開講された２コマの授業では、47 名、47 名が履修した。

２年生対象の「体育の指導法」は、小学校教諭の免許状取得のための必修科目である。その運動領域は、水泳（低学年の水遊び、中学年の浮く・泳ぐ運動を含む)、表現運動（低学年の表現リズム遊び)、陸上運動（低学年の走・跳の運動遊び、中学年の走・跳の運動を含む）と保健である。体育の指導法は必修科目であるが、他学部からの副免希望学生を受け入れていることもあり、2012 年後期に開講された２コマの授業では、45 名、48 名の学生が履修した。

2．授業の内容「体育」

2012 後期に開講された「体育」の内容は以下の通りである。全体説明を実施した１）の教室にてガイダンス後、２回の試験を含む８回の器械運動の授業。その後、10）の教室でのガイダンスと３回（クラスを２分割して学生による模擬授業）および 15）の「まとめ」までの６回の授業を実施した。

授業内容

１）教室にてガイダンス：学習指導要領解説[1)]における器械運動の取り扱い、
逆上がりの挑戦 VTR

２）器械運動１　マット：猫ちゃん運動[2)]、マット慣れ運動、みかんとバナナの動き、前転導入、班分け

３）器械運動２　マット：手押し車前転、後転、鉄棒：順手、逆手、片逆手、
鉄棒の危険性（幇助法）

４）器械運動３　輪を使った遊び、跳び箱導入：腕での支持から二回とび、
鉄棒と跳び箱の練習

５）器械運動４　マット：蛙、三角倒立、跳び箱：開脚とびの理論と実際、
平均台導入：歩行、ターン

６）器械運動５　マット：シンクロ、側方倒立回転の導入、跳び箱：台上前転の基礎と実践、試験の提示

７）器械運動６　試験の練習　マット：前転２回→片足静止３秒→後転２回、鉄棒：逆上がり
跳び箱：開脚とび、台上前転、平均台：移動とターン、ポーズ、着地

８）試験１　必修種目マット運動　前転２回、片足静止、後転２回を規定とし応用も可能

９）試験２　選択種目（平均台、跳び箱、鉄棒より選択）

10）教室にてゲームのガイダンス　指導案の作成と担当班の決定

11）ソフトバレーボールを例示にした模範授業とゲーム授業の例示

12）学生による模擬授業１：ゴール型ゲーム・ベースボール型ゲーム

13）学生による模擬授業２：ネット型ゲーム・ゴール型ゲーム

14）学生による模擬授業３：ベースボール型ゲーム・ネット型ゲーム

15）教室にてまとめ、跳び箱の指導例の VTR，インターネットの超人技の視聴、
スポーツ事故について

１）のガイダンスでは、内容に示した以外に、履修者調査票による調査を実施した。
① 現住所、②緊急時連絡先、③スポーツ活動歴（小学校、中学校、高校）、
④基本運動技能の可否：鉄棒の逆上がり、マットの前転、後転、側方倒立回転（側転）、跳び箱の開脚とび、

⑤授業への要望、⑥既往歴の６項目である。現状把握としての④器械運動の可否の質問で「できない」と回答した学生数を表１に示した。

表１　「器械運動で次の技ができますか」の質問に「×」と回答した学生数（名）

	逆上がり	前転	後転	側転	開脚とび
保初(47名)	15	0	6	34	19
初中(47名)	20	0	9	28	8
合計(94名)	35(37.2%)	0	15(16.0%)	62(66.0%)	27(28.7%)

保初：保育・初等教育専修　　初中：初等中等教育専修

この調査から、「側方倒立回転」をできないと回答した学生が 62 名（66%)、「逆上がり」ができないと回答した学生が 35 名（37.2%）であり、器械運動を不得意としている学生が多いことが伺われる。また、「前転」だけ○と回答した学生数は、保育・初等教育専修で３名、初等中等教育専修で４名見られた。一方、「全てできる」と回答した学生数は保育・初等教育専修で８名、初等中等教育専修で 12 名であり、多様な学生が含まれていた。

大学生を対象とした「スポーツ・運動の好き・嫌いの実態」に関する研究[3)]では、小学生時代の嫌いなスポーツのワースト５は、１）長距離走、２）マット運動、３）鉄棒、４）水泳、５）跳び箱の順であり、器械運動が３つ含まれている。その理由として、「マット運動」では、体が硬い、技ができない、怖い、怪我であった。「鉄棒」では、できない、が最多であり、「跳び箱」では、跳べない、怖い、失敗して怖いがあげられている。これらのことから、器械運動は女子学生にとって苦手な種目の一つであり、実施にあたっては十分に注意することが必要である。

２回目の体育館の授業では、十分な準備運動の後、マット６枚を使用して、猫ちゃん運動を指導、手首や頸部のストレッチ、アンテナなどを実施した。その後、マット慣れの運動（歩行、ジャンプ、うさぎ、さそり移動など）を行い、「みかん」と「ばなな」の回転の違いについて実物をもって実験し、前転の模範を示した。授業の最後に、学生を６班編成にグループ化した。なお、６班編成としたのは、用具の数による。すなわち、当大学で本授業のために用意したのは、中マット６、小マット６、ソフトマット６、跳び箱２台、平均台２台、低鉄棒５である。

「授業内容」に示したとおり、マット運動を中心に「鉄棒」、「平均台」、「跳び箱」のそれぞれの種目を段階的に、かつ関連づけながら指導した。猫ちゃん運動は、初期には筆者が指導したが、授業の回数が進むにつれ、学生が先生役となり指導。さらに、「できる」学生は、「できない」学生に対して、助言・指導・幇助を実施することを勧めたために、グループ内の「できない」学生が「できる」と、その瞬間に歓声が起こることなどがしばしば見られ、グループでの団結力、助け合いの精神が育まれている様子が伺われた。

３．授業内容「体育の指導法」

小学校「体育の指導法」では、体育の領域の中で、扱いの困難である水泳・表現運動・陸上・保健の領域を対象とした。2012 後期に開講された体育の指導法の授業内容は以下の通りである。１）の教室での全体ガイダンスの後、水泳と表現運動を同時並行で進行した。すなわち、本来の授業は月曜日であるが、水泳の模擬授業を土曜日の午後に椙山女学園高校スポーツセンター内の室内プールで、実施したためである。表現運動については、基本的事項（ガイダンス）と小学校での授業実施を目的とした授業、さらに発表会のための技術獲得のための授業とし、学生には模擬授業の実施は課してはいない。それぞれの領域（表現を除く）で、教室での詳細なガイダンスを実施し、指導案の例を示した。その後、かなりの準備期間を経てから、学生が模擬授業を実施するという授業計画を立てた。

授業内容

１）ガイダンス　学習指導要領での体育目標　班分け　子どもの運動能力の VTR　國井の写真
２）指導案の例　担当教員の決定、水泳授業での注意事項、VTR、呼吸法の練習　資料室活用法
３）表現運動のガイダンス　解説　学習指導要領での扱い
４）表現運動１、小学校での授業例
５）水泳低学年（学生による模擬授業）
６）表現運動２、表現運動のための基本的動きの実践
７）陸上運動のガイダンス　解説　学習指導要領での扱い
８）水泳中学年（学生による模擬授業）
９）水泳高学年（学生による模擬授業）
10）表現運動発表会　陸上運動の例示
11）保健のガイダンス　解説　保健の教科書を見ながらの学習計画
12）陸上運動１（ハードル・リレー、走り高跳び）模擬授業
13）陸上運動２（ハードル・リレー、走り高跳び）模擬授業
14）保健授業（中学年・高学年）模擬授業
15）表現ＶＴＲ、評価法・まとめ、レポート課題提示

初回の１）ガイダンスの班分けは、プールが６コースであることから、６班編成とした。６班編成にすることにより、以降の授業の実施が有益となる。すなわち、ダンスの練習や発表は６班編成、陸上運動と保健授業の実施は２班（１・２・３と４・５・６）とした。また、履修者登録票による調査を実施した。①現住所②緊急時連絡先③スポーツ活動（小学校・中学校・高校）④水泳能力調査⑤既往歴⑥現在の身体状況の項目である。④水泳能力調査では、泳力順に、クジラ（50 m、２泳法以上)、イルカ（25 m、２泳法)、ペンギン（10 m)、コアラ（泳げないよ～）の４種類の動物を示し、そのどれかに○をつける方法をとった。その結果を集計

したものを表２に示す。

表２ 「体育の指導法」水泳での泳力調査結果（名）

	クジラ	イルカ	ペンギン	コアラ
月３クラス(45名)	18	11	12	4
月４クラス(48名)	15	22	6	5
合計 93名	33(35.5%)	33(35.5%)	18(19.4%)	9(9.7%)

クジラ（50m、２泳法以上)、イルカ（25m、２泳法)、ペンギン（10m)、
コアラ（泳げないよ～）

この調査から、イルカ（25m、２泳法）以上の学生数は 66 名（70.1%）であり、泳力の比較的高い学生が多いことが明らかとなった。一方、コアラ（泳げない）が９名 (9.7%) おり、班編成にあたっては、コアラの学生が同一の班に集中しないように配慮した。模擬授業の担当者はそれぞれの班で決定するので、コアラの学生は、水泳の中学年および高学年の担当者にならないように配慮することを指示した。なお、水泳以外の模擬授業の担当としては、陸上（走り高跳び)、陸上（ハードル・リレー）および保健授業がある。また、模擬授業の担当ではないが、ダンス発表会の指導者としての担当もあることを示した。

２週目の授業（水泳のガイダンス）では、水遊びを含む水泳の楽しさの危険性について講義し、教室にて呼吸法を実践、低学年の学習指導案を示し、学習指導案を作成する際のポイント等を指導した。

また、プールでの禁止事項や入水の手順（人数の報告等）を示した。当該授業の模擬授業の実施にあたっては、ガイダンスから十分な期間を与えた。担当学生は、資料室にて自ら学び、あるいは VTR やインターネットを利用して指導案を作成し、授業実施の前週にそのコピーを教員（筆者）に届けさせた。教員は、学生の指導案を尊重し、危険の生じる可能性がある場合や著しく指導が誤っている場合を除いて提出された指導案の修正はしない方針をとった。

以降は、授業内容で示したとおり、水泳、表現運動、陸上、保健の順で授業を実施した。

４．「体育」の問題点

前半の「器械運動」

１）選択科目であるので、苦手な学生が履修していない可能性がある。

２）実施回数が７週であるため、十分な指導と練習時間の確保が困難である。

３）学生のレベルに大きな差異があるために、「できる学生」と「できない学生」の格差が広がる。

４）基礎的な運動能力が特に低い学生が見られる。これらの学生には特別なメニューで対応。

５）学生の人数が多いために、種目に分かれて授業をする場合に目が届かないことがある。

後半の「ボールゲーム」

1）模擬授業の担当者が前半４人、後半４人となるために、かえって指導案を作成しにくい。

2）模擬授業についても、前半４名、後半４名の担当者となるために、指導しにくい側面がある。

3）１年生対象の授業であるが、上位学年の学生も履修しているので、実習と重なり模擬授業当日の人数が少ない場合がある。

5．「体育の指導法」の問題点

「水泳」

1）全く泳げない学生がいる。各班に分散しているが、著者が個別に対応する場合あり。

2）施設使用の状況から、土曜日の午後に授業を実施しているために、課外活動の試合などで欠席をする学生がいる。

3）体調により見学の場合あり。しかし、見学者が特定のグループで多いことがある。

「表現運動」

1）発表会の練習の確保が困難である。他学部生の多いグループは調整に苦労している。

2）柔軟性に欠ける学生が多いために、表現力が弱い。

「陸上運動」

1）走り高跳びと短距離走（ハードル・リレーを含む）のみ実施。他の領域をカバーできない。

2）走り高跳び用のバーとマットが１式のみである。

3）教育学部（星が丘キャンパス）に陸上競技場の施設がないために、体育館（バスケットコート２面）にて実施しおり、実際の小学校での授業と異なっている。

4）走り高跳びと短距離走に分かれるために、３チーム編成となっている。リレーは３人が同時にスタートすると危険であるので、２チームの競争となる。リレーコースの設定が狭い。

「保健」

1）２クラスに分かれて同時に進行するために、教員（筆者）が教室を移動。
そのために、教員による授業観察は、断片的に実施せざるを得ない。

6．おわりに

筆者は、「体育」を６年間、「体育の指導法」を５年間実施してきた。当初はスムーズな授業運用に支障の出るような局面もあったが、現在は順調に授業を実施している。「体育」は選択科目であることから履修者数の確定が不明であり、2012 年度後期の火１開講では 77 名、火２開講では 60 名の登録者数があった。履修辞退や２年次履修等の人数調整を実施し、適正人数で授業を実施した。これら履修できなかった学生は、２年次以降履修する可能性があることから、次年度も人数超過が予想される。このようなことからも、学生の学習意欲は高く、15 回の授業で全て出席した学生は、火１クラスで 22 名、火２クラスで 27 名、１回のみ欠席が火１クラスで１０名、火２クラスで７名であり、全出席と１回欠席をあわせると火１クラス

32 名、火２クラス 34 名であった。履修者数はそれぞれ 47 名であることから、高い出席率といえる。筆者はそれに答える授業をすることが必須であると考える。

「体育の指導法」は小学校教諭免許状取得の必修科目であるので履修者数の把握は容易であるが、他学部履修者や科目等履修生の履修者を含むので、正確な履修者数の決定は初回の授業まで未確定である。しかし、現在まで、履修者数が多すぎて授業実施が困難となったことはない。もし、そのような状態になった場合でも、他学部履修者の履修制限を実施することが許可されている。全体に学生の学習意欲が高く、「体育」と同様、これら学生の期待に答える授業を実施することが求められている。

教員採用試験に向けて、４年生を対象に７月上旬、体育実技対策講座を開催し、多くの学生が参加している。教員採用試験では、マット運動は必須であり、前転２回→片バランス３秒→後転２回を基本として実施。「倒立前転」、「側方倒立回転」を試験課題とする県もある。「跳び箱」では、「開脚とび」はもちろん、「閉脚かかえ込み飛び」。また、「縄跳び」についても要望が多く、「前跳び８回」→「あや跳び８回」を２～３セット実施している。鉄棒での「逆上がり」やバスケットボールの「レイアップシュート」を試験とするところもあるという。夏休み期間にそれぞれの要望に対応している。まさに学生の将来を決定する要の指導となり、責任の重さを痛感するこのごろである。

引用文献

１）文部科学省（2008)、小学校学習指導要領解説（体育編)、東洋館出版社、東京
２）山内基広（2009)、ねこちゃん体操からはじめる器械運動のトータル学習プラン、創文企画、東京
３）村上千夏（2013)、スポーツ・運動の好き嫌いの実態と原因について、椙山女学園大学教育学部、卒業研究、椙山女学園大学

〈私の教育実践〉

社会科教育における現場教師のジレンマ

柴　田　育　郎
（愛知淑徳大学）

はじめに

誰しも人生の中で忘れられない事がいくつかあるが、私の子供のころの一つは通知表である。小学校１年生の１学期の通知表の社会科が「２」であったこと。そして、そのことを母親からひどく叱られたことである。一つ違いの兄は常にオール５に近く、同じような期待をもって初めての私の通知表を見たであろう母は「２」があるなどとは予想すらしていなかったに違いない。戦前の評定なら「甲・乙・丙・丁・戊」の「丁」で、県立高等女学校出を自慢する母親にはみたこともない評定だったろう。「わが子ともあろうものが…」の心境で頭に血がのぼった。叱られた言葉の中で唯一覚えているのが「おまえは意地が悪いから社会が２なのだ」と言われたことである。

その後高校を卒業するまで社会科にも他の教科にも「２」の評定以下は付く事がなく、一生のうちで唯一の「２」が、小学校１年生１学期の「社会」だったのだ。生涯の汚点というほどではないが、このことはいまだに忘れられない。そして、何としても理解できなかったのは母親の言った「おまえは意地が悪いから社会が２なのだ」という言葉。「意地が悪いのと社会科の成績に何の関係があるのだ。よく兄や従妹をいじめていたらしいから意地の悪かったことは認めてもよいが、それと社会科の成績は別じゃないか。そう言ったのは教育に無知な母親のやけくその暴言だ。おかげで私は向上心を失った。」と、ずっとそう思っていた。

母親の言葉があながち間違いではなかったと思うようになったのは、それから30年以上経た頃で、社会科と言う教科の歴史的背景を知るようになってからだ。意外にも私は社会科の教師になっており、地区の教育事務所から小・中学校社会科指導員を命じられ、あらためて社会科教育についての勉強を余儀なくされた。その折、必然的に社会科はどのような教科であるか、何をねらいとする教科かを文献で確認するに至った。そこで初期社会科には戦前の「修身」、現在の道徳の内容も加味されていたことが分かったのである。母が言った「意地が悪いから」つまり、道徳性に欠けていることが社会科の成績を悪くしたという理屈は的外れでは無かったのではないか。当時の担任の先生の社会科授業がどのようなものであったかは覚えが無いが、道徳性を加味した評価が下された可能性はある。

1　社会科教育の歴史

（1）ディユーイの経験主義

敗戦後の昭和22年、ＧＨＱの指示により「修身」「歴史」「地理」の３教科が停止され、短期間で最初の「学習指導要領（試案）」が発表される。そこから新しい教科「社会科」がスタートした。この社会科のモデルとされたのがヴァージニア・プランで、1930 ～ 40年代に、アメリカのヴァージニア州で作成・改訂された学習指導要領（course of study）等のカリキュラムのことである。このプランは世界大恐慌に直面した社会を再建するために民主主義の存続と発展に貢献しうる青少年の育成を目標に掲げられ、具体的な学習は、社会の様々な領域の活動と民主主義の発展を関連づけた問題を解決するという形で進められるものとされた。このプランの根底にはディユーイ（John dewey, 1859 ～ 1952年）のプラグラマティズムの思想や経験主義的教育理論があることは明らかで、敗戦により国際的な批判を受け、すべてに自信をなくしていた日本は、新たな教育指針としてこれを全面的に受け入れたと思われる。

今日の社会科教育から振り返ると、この時点での選択は間違ってはいなかった。つまりディユーイの理論は今日でも通用し、実際に望ましい社会科授業の一つの形として多くの教師によって実践されている。しかし「歴史」と「地理」そしてのちに含まれる「公民」分野を統合して「社会科」としたことに違和感はないが、「修身」を混合したことは無理がある。確かに社会科が「社会認識の形成と公民的資質の基礎を培う」教科であるとすれば「人間としての正しい生き方」を学ぶ道徳的な一面を擁していることは否めないが、具体的にどのような教材で、どのような指導を行えばそのねらいが達成できるのか。現場の教師としてはかなり迷ったはずで、相当な信念と力量をもった教師でなければ自信を持って指導できなかったのではないだろうか。

実際に昭和33年の第２次学習指導要領改訂で特設「道徳」が新設され、戦前の「修身」そのものの復活ではなかったにしろ、「道徳性を養う」部分は社会科から切り離された。私が小学校に入学したのは昭和31年度であるから、まだ「道徳」が新設される前の社会科で、どのような授業であったかはあまり記憶にない。しかし、ごくわずかな記憶だが、学校近辺の野山や田畑に出かける授業がよくあった。それが社会科だったかもしれない。まだ経験の浅い若い女性の先生だったので、明確な意図をもって指導されていたかどうかは疑わしい。しかし、いずれの教師も、迷いながらもそうした学習活動の中に「修身」をある程度意識して指導されていたのではないかと想像がつく。

（2）「社会科副読本」の編集作業をとおして

私は教員養成系の大学出身だが、当時の教職課程は現在のそれと異なり、教育実習以外で学校現場での具体的な教育内容や指導技術等について教えてくれる授業はまったくなかった。もっぱら小・中・高校で自分が受けてきた授業が各教科のイメージであった。社会科と言えばまったくの記憶教科で、教師の板書をノートに取り、教科書に線を引き、試験前に必死で記憶す

る。私は集中的に記憶するのが得意だったのか、テストの点は良かった。高校の時、授業中よく居眠りをして注意されていたにもかかわらず、世界史の定期テストの点がクラスで１番だったので、答案用紙を配る教師から「お前か!?」という顔をされたことがある。大学で社会科の免許取得を選んだのも、こういう「社会科」が得意だと思い込んでいたからである。

本来の「社会科」授業はそういうものではないことを知ったのは、教員になって６年目である。当時小学校に勤務していたが、突然町（旧東加茂郡足助町）の教育委員会から「社会科副読本・『あすけ』」の編集委員に任命された。小学校３・４年生社会科に使う「社会科副読本」は、現在ではほとんどの市町村で独自に編集され、サブテキストとして使用されているが、当時は比較的先進的な試みだった。メンバーは町内のベテラン教員７名（編集委員長の校長、副委員長の教頭、表紙・イラスト担当の美術教員１名を含む）で、監修は愛知教育大学地理学教室の松井貞雄教授であった。まだ経験の浅い、しかも社会科教育の何たるかも知らない私がいきなり社会科指導の中核に放り込まれた感があった。

松井教授から提供された先進地区の副読本を参考に、編集方針や執筆分担が決まっていったが、他のメンバーの先生方の議論にショックを受けた。「この資料の視点がいいねえ」「こういう切りこみが子供の興味をもたせるね」「やはり足を運んで調べさせないといかんね」など、自分の行ってきた授業からは程遠い指導のノウハウを話し合っている。これが社会科の授業なのか。本当の社会科はこうやって授業を展開するものなのか。恥ずかしくて質問もできないほどショックだった。教科書の内容を説明し、まとめて板書するだけの授業は社会科ではない。

副読本の編集作業は月１回程度の会合時に分担の原稿を提出し、互いにアドバイスしあった後、松井教授に送って指導を仰ぐという形で約２年間かかった。松井教授は社会科副読本の作成をライフワークにされていたようで、指導は非常に厳しいものだった。毎回どの先生の原稿も朱書きで真っ赤になって返ってきた。松井教授の目指す副読本は単なる郷土資料集ではなく、そこからどのように子供たちが問題意識をもち、さらに自分たちの足や耳で調べ、問題を解決していこうとする活動の手助けとなるような内容の副読本なのである。私たちが上っ面だけ調べたような資料はだめ、資料は良くても学習の視点を方向づけるような地文でなければならない。写真や図表の解説文の不備も曖昧に見逃してくれなかった。

全７章（完成時205頁）のうち、私が担当したのは第６章「町の人のくらし」、第７章「人びとのきょう力」の27頁分とその「指導のための解説」４頁であった。この原稿執筆の作業はとりもなおさず子どもの学習活動そのもので、夏休みや休日を利用して取材、資料集めに奔走した。町役場、病院、警察署、消防署、ゴミ処理場、水道施設など、今でいうライフライン、インフラ整備が住民のどのような願いから行われ、どの程度まで進められているのか、そして今後の計画は、といった内容である。完成原稿は他の執筆者に比べて随分拙いものであったが、私にとっては本当の社会科学習とはどのようなものかがよく分かった。昭和54年３月に完成したこの副読本は翌年度から足助町内15小学校の３・４年生に配付され、授業で使用された。そして昭和60年３月に改訂されることになるが、その時も編集委員を任命され、執

筆した。「社会科副読本」に関してはその後、平成11年度に旧東加茂郡下山村（平成17年度より豊田市に合併）で『しもやま』を作成した。このときは校長として編集委員長を務めたが、思いもよらぬ合併で、結局下山村の副読本としては最後となった。

３　おもしろい社会科授業

（１）問題解決学習

「社会科副読本」の編集作業をとおして本来の社会科授業の何たるかを知ったあと、自身の社会科授業も変わっていった。知識習得型からいわゆる「問題解決学習」への転換である。当時は小学校勤務が続いていたので、中学年の地域学習や高学年の歴史学習などで様々な実践を行い、授業公開、論文応募、三河教育研究会社会科部会での発表等を行った。

1981年「人物を中心にした歴史学習の進め方」 東加茂郡教育研究論文入選

1987年「地域素材による問題意識の掘り起こしと追究力の育成」 東加茂郡教育研究論文入選・『社会科の現代像を求めて』（三河教育研究会社会科部刊）に掲載

こうした実践の中で参考になった文献は以下の様である。

有田和正「社会科の活性化」（明治図書）

水越敏行「発見学習入門」（明治図書）

川喜多二郎「続発想法 KJ 法の展開と応用」（中公新書）

特に有田和正氏（筑波大学付属小学校当時）の実践例は興味深く、実際に授業を受ける子どもになった気持ちで、わくわくする面白さがあった。また当時「教育技術の法則化」で衆目を集めた向山洋一氏との『授業対決』（明治図書　社会科教育別冊）の勝負記録詳細も面白かった。また、上田薫氏が会長を務める「社会科の初志をつらぬく会」のシンボリックな実践校である静岡市の安東小学校の授業や新城市の新城小学校の授業も参観し、子どもたちの鋭い追究力・発表力や自主的に授業を進めていく様子に舌を巻いた。

そうした実践には及ぶべくもないが、何とか自分の学級でも面白い社会科授業をおこなおうとした。構想は浮かぶものの、本当に子どもたちが目を輝かせて追究するような教材を開発するのは容易ではなく、自己満足、あるいは“笛吹けど踊らず”の授業が多かった。そうした中、明らかに子どもたちの生き生きした活動や発言がみられた授業がある。

（２）地域教材の開発

1986年　足助町立大河原小学校（現在廃校）という極小規模校３・４年複式学級での実践である。これは前掲の論文「「地域素材による問題意識の掘り起こしと追究力の育成」で発表したものである。以下に論文の一部を掲載する。

単元名「大河原の工場」

教師の願い

地域にある事物・事象を取り上げても，学習展開が一般的なものであってはせっかくの素材が生かされずに終わってしまう。それではただ地域の事象を理解したというのにすぎず、社会的な実践力や行動力を育てるための資質・能力を形成していくには不十分ではないか。地域の素材を教材化して学習を進めていくことの大きな意義は、地域の中で将来どう生きていったらよいかを子どもたちなりにつかませていくことにあるのではないか。ここでは、教材化した4つの工場の生産過程を理解させることにとどまらず、地域で工業に携わっている人々の工夫や努力を通して、山間部での工場経営の在り方やこの地域でどう生きるかを、子どもたちなりにとらえさせたい。

指導計画（10時間完了）

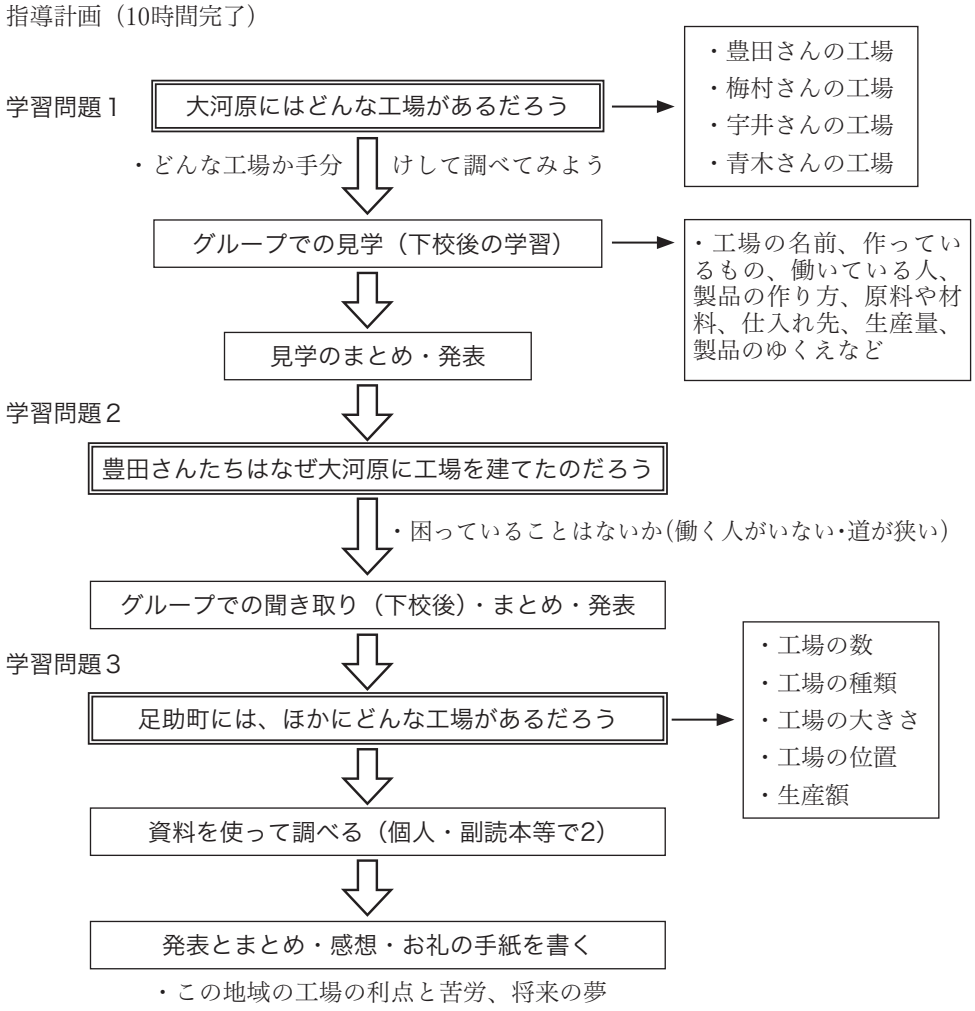

学区の総戸数57（当時）の小さな集落の中にある小学校で、何とか地域の産業、しかも工業生産についての学習ができないかと苦心した単元だった。幸い４つの家内工場（自動車の部品製作３と鉄工所１）があり、それを教材化した。成功したと思う原因は教師が調べて提供したものではなく、教師が知らないことを子どもたち自身が調べに行って皆に教えてくれたことである。顔見知りの子供たちに取材を受けた工場主の人たちも喜び、製品の一部を持ち帰らせてくれたりした。各グループで聴いてきたことを発表するときの子どもの顔は得意げで、何でも聞いてくれと言わんばかりに自信と満足感に満ちていた。

学習の最後は足助町に範囲を広げてまとめたが、結局こうした山間地での工場経営のメリットは○家が近くてすぐ工場に行ける○工場を建てる土地が安い○静かで仕事がしやすい○仕事で子どもが転校しなくていい○道が混まず、配送車や修理屋さんがすぐ来てくれる等で、夢は、できればもっと大きな工場にしてたくさん仕事がしたい、ということだった。田舎でも立派に工業ができるという希望をもたせられる授業になったと思っている。

４　中学校での実践

愛知県では名古屋市以外は小・中学校間の人事異動は日常的で、私も在職期間中、何度も行き来した。中学校での社会科授業は１～３年生の地理・歴史・公民すべてを受け持った経験がある。しかし、残念ながら社会科本来のねらいにせまるような授業はほとんどできなかった。生徒に調べさせたり、考えさせたりする授業を試みては見たが、ごく単発的で中途半端なものしかできなかった。私に意欲が無かったわけではなく、生徒たちに問題があったわけでもない。その理由を振り返ってみる。

①勤務校が教科以外の領域の研究指定を受けて、授業へのエネルギーが不足した。

②校務主任・教務主任の立場となり、担当授業への集中力に欠けた。

③教科書の指導内容が多く、追究活動や話し合い活動の時間がとれなかった。

④基礎知識の習得なしには満足のいく問題解決学習がさせられないと感じた。

⑤入試問題で点が取れるようにしなければ進学指導に問題が生じる不安があった。

①と②は個人的な理由だが、③④⑤は中・高校の教師なら誰しも抱えている問題で、常に悩んでいるはずである。そして今のところ解決の見通しはない。ここに社会科の問題がある。

（１）矛盾とジレンマ

教育課程の変遷の中で、特に1958年度（昭和33）の改訂はアメリカのスプートニクショックによる影響から経験主義的な学習から系統主義的な学習に変わったことはよく知られている。しかし小・中・高校の社会科に限ってはそれ以前の1955～56年にかけて第2次改訂が行われている。これは前述の「道徳」の切り離しと、いわゆる“はいまわる社会科”批判の影響を受けての事である。教育課程審議会の答申には①「過去の教育のように、多くの地理的及び歴史的事実をただ記憶させることに主力を主力が注がれる教育になってはならない」としながらも②「社会科においては、児童・生徒に、地理や歴史の基本知識や理解、特に地誌や年代

史に関する知識や理解を身につけさせることを軽視してはならない」と述べられた。そして1958年度の全教科にわたる第３次改訂では「道徳の時間」を特設するとともに、中学校では地理、歴史、政治・経済・社会（のち公民）分野に分けられた。この２次、３次改訂で小・中学校社会科は、経験主義的な問題解決学習から学問分野別の系統学習へと大きく舵が切られた。この舵の方向は［ゆとり路線］を経て再び「基礎学力重視路線」に至った現在でも大筋で変わりはないが、基底にある①と②の考え方は実際に指導に当たる教師の中で大きな矛盾とジレンマを感じさせるものとなっている。

（２）学習内容と時間数

様々な社会的な事象を認識し、そこから普遍的な人間の営み、考え方、生き方を追究し、将来の自分は、そして人間社会はどうあるべきかを考える。そこに社会学習のねらいがあると思っている。しかし実際の授業では認識まではさせられても、追究し考えさせる活動を行うための物理的な時間が不足している。

私は小学校教諭を８年間経験してから中学校に転任した。初めて中学校社会科の授業ができるという事で誇らしくも感じていたが、担当する２年生の地理と歴史の分厚い教科書を見て唖然とした。赴任校では１・２年生で地理・歴史を並行して学習し３年生で公民という、いわゆるπ型であったので、地理・歴史はすでに半分学習済みなのだが、それにしても内容が多い。地理は世界地理から、歴史は近世からで、これを週４時間、年間140時間で教えなければならない。地理と歴史を分ければ70時間しかない。年間標準時数は35週で計算されているので、ゆとりがあるように思えるが実際は学校行事等で削られ、正味70時間といってよかった。なおかつ定期テストが年間５回あり、テスト返しなどの時間を考えると教科書会社の指導書の配当時間に従っていては消化しきれない。１時間の授業で教科書の２～３頁分は進まないと年度末までに終わらない勘定だ。年間指導計画を作成しながら苦悩した。

実際に授業を始めてみると、初めてのことで意気込みもあり、あれもこれも説明しているうちにどんどん遅れて行ってしまう。あっという間に中間テストの時期になり、テスト範囲を示す頃にはかなりの遅れを認識せざるを得なくなった。そこから期末テストまではもっと早く、わずかな範囲でのテストになって、生徒たちにも恥ずかしいくらいだった。しかも授業の内容は自転車操業の教材研究による知識注入型の講義調で、面白い授業をしようなどという工夫らしい工夫もできなかった。小学校での実践を考えると、これでよいのかと、忸怩たる思いだった。

ある程度の経験を重ね、教材研究やペース配分に余裕が出てくると、生徒に調べて発表させたり、討論させたりする活動も取り入れられるようになったが、油断するとすぐに進度が遅れがちになる。そして、最も悩んだのが系統学習と問題解決学習の兼ね合いである。生徒たちに十分な基礎知識が無いと、いくら興味深い問題教材を提示しても深い追究活動はできない。調べ学習も資料まる写しの棒読み発表で終わってしまう。しかし、少なくとも限られた授業時間の中では十分な基礎知識を身に付けさせる時間が取れない。

本来、事象の意味をとらえて考察し、自らの生活に生かすような学習は小学校よりも中学校、中学校よりも高校でこそ可能で、より教育効果が出ると考える。それが実際の教育現場ではまるで逆になっている。小学校の教師が「自ら考え、判断する社会科学習」に努めている一方で、中・高ではひたすら暗記科目になっている。中・高校生が身に付けた知識を生かして「自ら考え判断する」学習ができれば小学生にはとても及ばない、高いレベルでの学習が展開されるはずだ。それができない現在の日本の社会科は明らかに間違っているのではないか。

５　今後の社会科授業の在り方

（１）入試問題の改革

現在の高校・大学の入試制度は問題なしとは思わないが、入試があることによって必死に勉強・努力する経験は人生の中で必要である。ただし、中・高校の社会科を暗記科目にしないためには入試問題の大胆な改革が求められる。そうでなければ、社会科はいつまでもその学習目的と実際の学習が離反したままになってしまい、「ＰＩＳＡ」の結果に象徴されるように国際的な学力比較にますます遅れをとってしまう。

そこで次のような認識を新たにした改革を提言したい。

①社会科がその学習目的とかけ離れた暗記科目に陥っているのは入試問題が元凶である。

②事物・事象・人物等についての言葉だけの知識量をはかる問題はなくす。

③重箱の隅をつつくような問題やわずかな間違い探しのような問題はなくす。

④受験者が必要なら教科書・辞典・電子辞書等の持ち込みと使用を自由にする。

⑤問題は文書記述式とし、何題かの社会事象や歴史問題について自分の考えを述べさせる。

⑥事物の正しい理解、人としての見識、筋道立った具体論、郷土を基盤にした世界観、豊かな未来展望等を評価基準にして採点する。

⑥の評価が最も難しいと思われる。評価者の主観が入ることから、複数の評価者が必要になるかも知れず、かなりの手間や時間がかかることが予想される。しかし、こうすることで社会科の授業は明らかに変わっていくと思う。

（２）多彩な学習活動

社会科授業の原点は戦後初期の社会科がそうであったように、生活の中の問題解決学習にあると思う。どの程度の「生活の中」なのかは児童・生徒の発達段階や実態によって選べばよいが、結論や解決の見通しがつかないような問題を果てしなく追究するようないわゆる“はいまわる社会科”ではなく、追究や問題解決の過程や方法を学ぶ、形式陶冶を重視したい。

また、学習活動も多彩なものとして、変化のある楽しいものにしたい。

【多彩な学習活動】

・調べ学習（観察、聞き取り取材、体験、ＮＩＥ，図書館、インターネットなど）
・表現活動（個人発表・グループ発表・パンフレット作り・新聞づくりなど）
・話し合い活動（ワークショップ、ロールプレイ、ディベート、ポスターセッションなど）
・ＩＣＴ利用（メール、プレゼンテーション、ＨＰ作成、デジカメ・デジタルビデオなど）

こうした様々な学習活動の経験は、どのような方法で物事を理解し解決していけばよいかの方法を学ぶことになり、この活動自体が社会科学習の基礎になる。これまでの授業では「話し合い活動」が授業の山で、特に研究授業などでは、ここでの内容や盛り上がり方で授業の成否を評価される事が多かった。しかし、児童・生徒の中には話すことの苦手な子、皆の前で発言することを嫌う子もあり、無理に強要することは逆効果である。まじめに調べ、真剣に考えられればよいのであるから、そうした子は学習の過程や感想文などで大いに褒めてやるとよい。ただ、新学習指導要領にも示されているようにこれからの時代には「コミュニケーション能力の育成」が欠かせない。社会科の授業以外の場でも温かい雰囲気の学級づくりはもちろん「対話力スキルアップ」や「グループエンカウンター」などにより、対話力や表現力を培いたい。これも社会科学習の基礎となる。

おわりに

これから教師を目指す学生たちに、よりよい社会科教育法とはどのようなものかを示したいと考えて執筆したが、自身のこれまでの経験から、あまりにも理想と現実の違う社会科像が目の前に立ちはばかった。いくら望ましいあり方を教えても、現場の中学校や高校ではそのようには行かないことが目に見えている。残念ながら現段階では、「あくまでも本来の社会科はこうありたいね」と言い逃れることしかできない。後段で述べた「入試問題の改革が社会科を変える」という論は少し飛躍しているかもしれないが、やはりそれしかないのではと考える。今後学生たちとの授業の中でも議論していきたい。

参考文献

「社会科教育の課題と方法」　笹尾省二・相馬伸一　著　（渓水社）
「中等社会科の理論と実践」　二谷貞夫・和井田清司　著　（学文社）
「社会科の現代像を求めて (16) －自ら学ぶ力を育てる社会科の授業－」（三河教育研究会）
「対話力を育てる」・「共に創る対話力」　多田孝志　著　（教育出版）

〈研究会報告〉

教員養成における実践的教育
―愛知淑徳大学「学校体験」の取り組みから―

亀 田 夕 佳
（愛 知 淑 徳 大 学）

はじめに

卒業生からの年賀状に、新卒ながら担任を持っていると知らせてくることが多くなった。頑張っている姿を想像して嬉しく思うと同時に、学部を卒業したての４月からクラスの担任になることについては、正直なところ大丈夫かと心配にもなる。私の小学校・中学校時代には、新任の教員はまずは副担任から始めていた記憶があるが、昨今の事情は異なるようである。新任教員においても、即戦力として現場で指導できる人材が求められる時代となったということであろう。

ここでは、東海私教懇2012年度第１回定例研究会での事例報告「インターンシップ等に係る活動について」をもとに、その後の経過も含めて報告する[1]。

一、実践的教育が望まれる背景

2012年８月に出された中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」で指摘されたように、教育現場での体験やボランティア活動による「実践的指導力」が教員養成に必要とされている。この点について谷川至孝氏は、教員採用数の爆発的な増加に伴い、数年間の講師経験もないまま正式採用されることを指摘している[2]。大学四年間の間に現場で動くことのできる教員の養成が求められているのである。

また大学院については、2012年12月12日の「教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ検討報告案」において「専修免許状の取得における実習的科目の必修化について」として課題検討されており[3]、大学の教員養成が実践的教育をどのように取り入れていくかが大きな課題となっている。

二、愛知淑徳大学における教職課程科目「学校体験」の取り組み

愛知淑徳大学では2011年度より、教員を真剣に目指す学生の支援を目的として教職課程科目「学校体験Ⅰ・Ⅱ」を設置し、教育現場における活動について単位認定を行っている。科目の概略と単位認定までの流れは以下である。

1）科目の概略

科目名	学校体験Ⅰ・Ⅱ
対象学年	２・３年次
開講期	通年
単位数	２単位
活動時間数	45校時間以上
単位認定	合または否

１年次と４年次は授業や教育実習、教員採用試験で時間が取れない場合が予想されたため、履修年次は２・３年次とした。「学校体験Ⅱ」は、「学校体験Ⅰ」の単位を修得した学生のみが履修可能な科目とした。従って、３年次から活動を始める学生は「学校体験Ⅰ」を履修することとなる。

2）単位認定までの流れ

①説明会	・科目についての説明を行い、計画書を配布。
②ガイダンス	・学生は計画書を提出し、履修登録を行う。 ※計画書提出までに活動先を決定することが望ましい
③活動期間	・学生は日報を作成。10校時ごとに大学の教員に提出し、面接指導を受ける。 ・現場の責任者から確認印表にサインをもらう。 ・半期に一度ずつ情報交換会で活動状況を報告する。
④活動の終了	・２月第２週をめどに活動を終了し、日報、確認印表と共に報告書を提出する。
⑤単位認定	・計画書、日報、確認印表、報告書を教員に回覧し、教職課程委員会での審議を経て単位を認定する。
⑥体験発表会	・学生は次年度のガイダンスの際に、後輩に向けて一年の活動を発表する。

学生のボランティア活動について単位認定を行っている大学の大半は、認定に際して報告書や日報を課しており、場合によっては「活動を行っている現場の写真」の提出を義務付ける大学もある。そうしたあり方に対して、本学の「学校体験」の特色は、活動前、活動中、活動後のすべてに教員が関わっている点である。活動前にガイダンスを行うことは一般的であるが、①、②に示したように学生自らが活動先に赴き「計画表」を作成し、その内容について教員と面談するところからが本格的なスタートとなる。「計画表」では活動先の担当者と会い「どのようなことが必要とされているのか」について自ら考え課題を見つけさせるようにしている。また、活動中には③に示したように、10校時ごとに教員の面接指導を行うこととした。活動後には④、⑤にあるように「報告書」をまとめ、その成果について⑥「体験発表会」で後輩に向

けてプレゼンテーションを行わせている。

「教員」の仕事を心から目指す学生にとって、実際の学校現場は「憧れの職場」であるが、実際に現場に立ってみると、思っていた理想とは違った部分に戸惑う場合もある。教員の仕事は授業だけではない。授業以外の様々な雑多というべきことがらが、教員の日常的な業務なのである。活動前、活動中、活動後の指導は、学生自らが課題を見つけ、自分の実践を振り返り、本当に教員に向いているのか、心から教員になりたいのかについてきちんと考える時間とするように心がけている。また、教員採用試験に向けての勉強についてアドバイスする時間としても活用した。

三、活動内容の具体相

1）活動状況

年度	科目名		学年　性別	活動先学校名	活動時間	活動日数
2011 年度	学校体験Ⅰ	A	2年　男子	日進市立日進東中学校	122	26
		B	2年　女子	尾張旭市立三郷小学校	81	19
		C	2年　女子	名古屋市立日比津小学校	66	12
		D	3年　女子	日進市立赤池小学校	72	18
		E	3年　女子	常滑市立常滑中学校	141	22
2012 年度	学校体験Ⅰ	F	3年　女子	名古屋市立八熊小学校	165	22
		G	3年　女子	愛西市立開示小学校	69	16
		H	3年　女子	岐阜市立特別支援学校等	66	12
	学校体験Ⅱ	A	3年　男子	日進市立日進東中学校	161	33
		B	3年　女子	名古屋市立香流小学校	103	23

2012年度については、前年度に履修した２年生３名（A・B・C）のうち２名が引き続き履修した。Ⅰ・Ⅱ共に履修した学生のうち、A さんは、２年間続けて日進市立日進東中学で活動させて頂いている。B さんは初年度に尾張旭市、次年度は名古屋市で活動をした。残りの１名 C さんについては３年次より他大学に編入したため、本学での履修は叶わなかったが、名古屋市の「ふれあいフレンド」に登録し、活動を続けているとのことである。

2）活動先決定の経緯

①	名古屋市「ふれあいフレンド」「トワイライトスクール」や日進市「学習サポーター」などの、自治体が主催する活動に登録して決めた	A、B(2012年度)、C、D、F、H
②	学生が活動を希望する市町の教育委員会に相談して決めた	B(2011年度)、E
③	知り合いの先生がいらっしゃる母校などに直接お願いした	G

これまで、ほとんどの学生が①の自治体主催の活動に参加する形で活動先を決めることができた。②については、まず学生自らが教育委員会に問合せ、必要に応じて大学から教員が説明に伺った。2011年度は日進市市教育委員会と常滑市教育委員会に伺い、科目の主旨を説明した。尾張旭市教育委員会へは電話で説明を求められた。その際多く質問されたのは、「謝金」と「保険」についてである。「謝金」については単位認定を受ける以上「不要」である旨をお伝えした[4]。また「保険」については、愛知淑徳大学の学生は入学時に「学生教育研究災害傷害保険」に加入するため、改めて保険に加入する必要がない旨も説明した。

3）活動内容

具体的な活動内容については、以下のようなものが挙げられる。

・授業の補助
・掃除の補助
・学校行事（体育祭・合唱コンクール）の補助
・課外活動の付き添い
・休み時間一緒に遊ぶ
・給食時間の補助
・部活動の補助
・対外試合の付き添い

以下、学生の活動に即していくつか具体的に報告しておく。

〈事例報告　学生 A〉

A さんは２年連続して日進東中学で活動をした。初年度は水曜の午前のみ、次年度は毎週水曜日に、朝校門の前で挨拶をするところから夕方はバレーボール部の部活指導が終わるまで１日中活動させて頂くことができた。学校側が保健体育の教員志望であることを配慮して下さり、活動内容は主として体育の授業の補佐であった。学生のレポートからは、先生方による指導の違いを学び、時には生徒との距離が近すぎたり遠くなったりすることに悩んだりしたことによって、「教員」の仕事の実際をだんだんと理解していったさまを伺うことができた。

この学生は２年連続して同じ学校で活動したことにより、前年の自分との比較を自ら行い、課題を見つけることができたようである。未熟な学生を温かく受け入れて下さり、指導して下さった現場の先生方に感謝している。

〈事例報告　学生 E〉

E さんは常滑市立常滑南中学で、毎週火曜日に１年間活動した。活動内容は、２年生の英語の授業補佐とソフトボール部の練習補佐、特別支援学級にも参加させて頂いた。

大学生が教育実習以外で学校に関わることがなかったため、当初こそ現場の先生方や生徒に対して自分の位置づけを説明するのに苦心したが、職員室に自分専用の机を用意して下さり、活動の終盤では英語の授業までさせて頂くという、大変恵まれた環境で活動ができた。時には

生徒とぶつかり、面談中に涙することもあったが、教職への道を続けられたのは、現場の先生方と生徒たちの笑顔だったとのことである。卒業後は常勤講師として教壇に立つ予定である。

〈事例報告　学生 G〉

G さんは母校の小学校で活動をさせて頂いた。在学時に担任して下さった先生と親交があり、お願いしたとのことだった。6 年生のクラスで毎週月曜の午前中と学校行事に活動した。場面寡黙の児童への対し方や忙しい中時間を作って下さった先生方との打ち合わせを通じて、自分なりに考え積極的に働きかける必要性について身を持って学んだようである。この学生の場合も、クラス担任の先生方のご理解を得て、毎回「異文化」について10分程度のミニ授業をさせて頂いたとのことである。G さんは中学の教員志望であるが、レポートの締めくくりには「中学の教員志望であるからこそ、小学生の状況に接することができて良かった」との文言があった。

四、学生の活動から見えた課題と反省点

ここまで、科目設置の目的や活動内容の具体について報告してきた。次に気づいた課題と反省点について述べておきたい。

1）学生指導の重要性

先に述べたように本学の「学校体験」の特長は、10校時ごとに日報を提出させるなど、教員との面談を設定した点にある。一般にインターンシップを取り入れている大学では自分の活動について日報を提出させることが多いが、本学では学生自らが課題を見つける契機とさせるために、その日報の内容に対して、「何を学んだのか」「反省すべきところはあるか」等、面談しながら改めて問いかける時間を設けた。

これまでは「学んだ点・反省すべき点・工夫した点」など大まかな項目として指導したが、「授業見学の際の着眼点」というように、より学生の活動内容に即した視点でアドバイスができるよう、指導する教員として現在の教育現場で何が問題となっているのか、きちんと把握するよう努力したい。

2）活動先との連携

活動先の選択については、まずは学生の自主性に任せてきたが、もう少し学生が手を上げやすいように活動先を紹介することも必要だと感じている。愛知県教育委員会による「あいちの学校連携ネット」などの利用を呼びかけたいと考えている。

また名古屋市のように「ふれあいフレンド」や「トワイライトスクール」の取り組みによって大学生が教育現場に入りこむことが浸透した自治体と、教育実習以外では部外者の大学生が学内に現れることのない自治体とでは、教育委員会と実際の現場での理解に相当な開きがあった。学生が活動する意義について、粘り強く説明を続ける必要があると痛感している。今後は活動先の学校に対して、アンケートを実施するなど、お互いの理解を深めることができるよう

な方法を検討し実施したいと考えている。

３）活動先の負担への配慮

「三〈事例報告〉」に述べたように、「学校体験」は小学校・中学校などの教育現場の大きな負担の上に成り立っている。学生たちがお世話になっている学校へ挨拶に伺うと「居てくれて助かる」と言って下さる場合もあるが、そのようにして頂くまでには相当のご指導を頂いているはずである。

「勉強させて頂く」だけの存在ではなく、何かしら「役に立つ」存在にするにはどうしたら良いのか。自治体との協働戦略を立てて計画的に取り組むことができればと思う。

五、まとめ

「教育実習」は学生が教育現場に赴き生徒と触れ合う貴重な機会である。実習を行うに際して、大学は事前指導として「教育実習指導」等の科目を設置している。だが、実際の２週間、３週間の実習は、そうした大学での学びだけではとうてい太刀打ちできるものではない。教育実習の実際はそのほとんどを受け入れて下さる学校現場の負担で成り立っている側面があるのだ。だが、教職課程を置く大学が増え教員免許取得者が爆発的に増加している昨今の在り方を考えると、これまでのような姿勢が通用しない状況が来ることが予想される。

また、冒頭で触れたが、これまでは新任教員が何年間か費やすことができた教員生活の始まりの部分を、丁寧に養生させる余裕は今の現場にはないといえる。そして「即戦力」としての教員を養成するためには、現場での経験が不可欠であることはいうまでもない。こうした状況において、教職課程を有する大学は何をなすべきなのだろうか。

「学校体験」を履修した学生は、教職に対する取り組み方が格段に違う。彼らから現場で学び鍛えられることの確かさ、「現場力」とでもいうべきものを改めて教えられている思いである。学生を現場に出すにあたっては相応の指導が必要であり、「学校体験」のような科目は、学生を受け入れる学校現場の側、学生を送りだす大学の側にも多大な労力を要するものである。述べたように、これまで教育実習やボランティア活動は学校現場によりかかる形で実現してきた。しかし、地域の教育力の底上げのために、大学側も積極的に参画しなければならないのではないだろうか。

愛知淑徳大学の「学校体験Ⅰ・Ⅱ」のような、学校活動の単位化は、教員を養成するにあたって、大学として積極的に関わる意思表明だともいえよう。質の高い教員を養成するために、今後も一層努力してゆきたい。

≪註≫

[1] 愛知淑徳大学の教職課程科目「学校体験」については、第２回大学と県教育委員会との連携推進会議（2012年１月24日）にて「愛知淑徳大学における教職体験科目「学校体験」の取り組み」、および「大学生による小・中学校での学習支援」の充実に向けた情報交換会（2012年10月31日）にて「大学生を活用した取組紹介」として事例報告した。2011年度の活動については「教職課程科目「学校体験Ⅰ」の現状と課題」（『学び舎』第７号、2012年３月）に報告した。

[2] 谷川至考「今日の教員養成の在り方とインターンシップ――仏教大学の事例を参考にして――」（『教師教育研究』第20号、2007年５月、全国私立大学教職課程研究連絡協議会）。実践的教育への取り組みについては、『全国私立大学大学教職課程研究連絡協議会報告書　現場体験型教員養成の実態と課題』（2011年５月）に多くを学んだ。また前田輪音「「教職インターンシップ」実践報告：北海学園大学教職課程の２年間の試み」（『北海学園大学学園論集』127号、2006年３月）、金子英俊「確かな教員養成を目指す学校インターンシップの実践報告」（『教師教育研究』、第19号、2006年４月）等の報告がある。

[3] 文部科学省ホームページによる。

[4] 謝金は頂かなかったが、場合によって「給食費」を学校が負担して下さったことがある。

〈研究会報告〉

岡崎女子短期大学における教職実践演習(幼稚園)初年度実践報告
―教職実践演習の実施に係る課題―

中　村　治　人・大　岩　みちの
(岡崎女子短期大学)

はじめに

短期大学は「修業年限を二年又は三年とする」ため、免許・資格制度等の改変に伴う教育課程の変更が一年ないし二年後に全面的に適用される。「総合演習」にかえて平成22年度入学生から適用された教職科目「教職実践演習」についても、翌23年度には実施することとなった。

岡崎女子短期大学では、幼児教育学科第一部（全日制二年課程）・第三部（昼間定時交替制三年課程）それぞれについて、平成21年度に幼稚園教諭二種免許状に係る教育課程の改訂を行った後、22年度入学生の前期授業の成績確定までに「履修カルテ」の様式を設計し、学生に提示、授業実施年度である23年度に至って初めて担当教員間での具体的な授業進行イメージのすりあわせを行うこととなった。本学幼児教育学科は、保育士資格の取得が可能であるため、それらと並行して発生した保育士資格に関する学科目の大幅な改訂に対応する作業と若干の混乱とが伴い、ゆとりのない準備作業となってしまった。

こうして実施に至った本学幼児教育学科第一部の「教職実践演習（幼稚園)」について、以下、概要を報告する。

1．教職実践演習（幼稚園）の理念

平成23年度に実施した「教職実践演習（幼稚園)」は、授業の目的を「保育者に必要な資質能力を再確認し、これまでの学修全体をまとめていく演習を通して、保育現場における実践を担うことができる力量の形成を目指す」とし、さらに、学生の到達目標を次の二点とした。

1　学生のこれまでの学習内容や理解度を踏まえ、保育者になるに当たって不足している知識や技能を補うとともに、場面に応じてどのように対応する必要があるのかを分かり合う。
2　作品制作や活動発表を通して、子ども達とのコミュニケーションの図り方を身につけ、作品や発表から発展･展開する遊びの時間を子ども達と共有できるようにする。

「教職実践演習（幼稚園)」の授業展開の根底には、岡崎女子短期大学の建学の精神「心身ともに健全にして高き知性と豊かな情操をもって、国家、社会の発展に貢献する有能な女性の育

成」が存在する。幼稚園教諭免許状を取得することができる幼児教育学科第一部では、建学の精神をもとに【図１】のような学科理念を設定している。

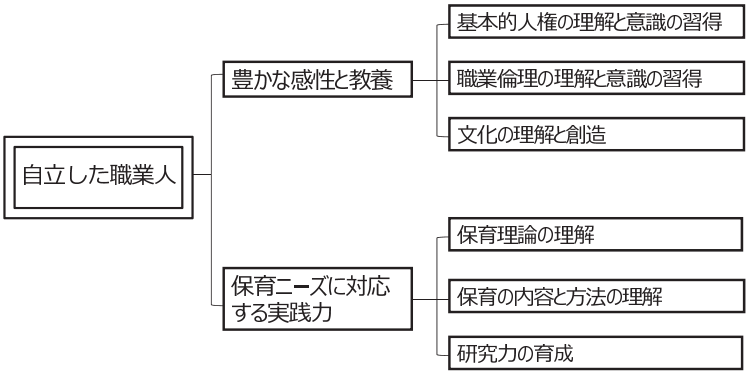

図１　学科理念

「豊かな感性と教養を身につける意欲・目的意識・熱意を持つ」生徒の入学を迎え、授業、実習、行事の積み重ねの間に①やわらかな心とからだを獲得して、子どもの文化を探り、②子どもと関わる力を育みながら、③「心に届く子育て支援能力」を獲得していくことによって、「子どもの心に寄り添うことができる保育者」となる学生を育ててきている。二年の間には、学習や生活の場面においては様々な出来事があり、学生は葛藤したり、乗り越えたりしたりする中で、自分を発見し、自分を表現したり、自分の思いや考えを相手に伝えたりすることができるようになっていく。さらに、人とのかかわりの中で自己抑制、自己コントロールをする力を身に付けていく。卒業直前の半期で二単位の科目として実施される「教職実践演習（幼稚園）」は、「それまでの実践力を仕上げる科目」として【図２】のように位置づけた。

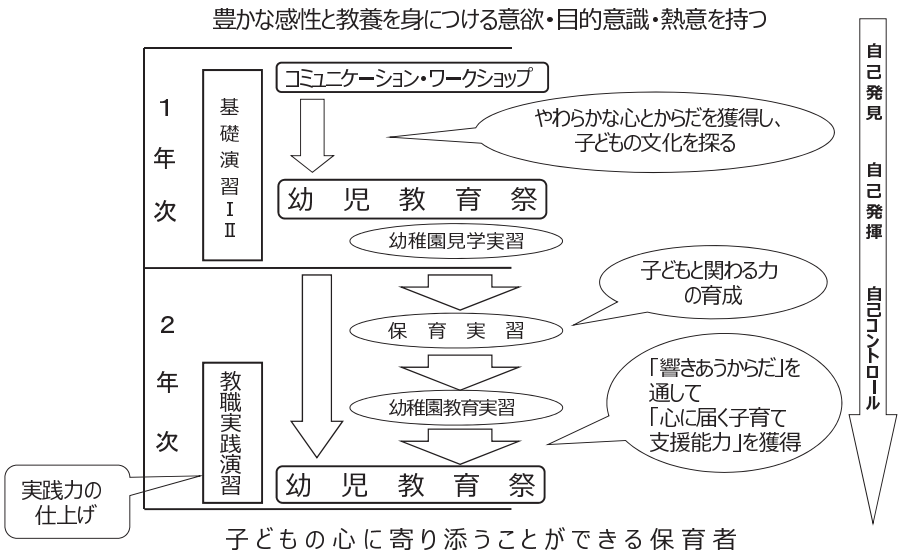

図２　キャリア形成モデル

２．履修カルテの戦略

本学幼児教育学科は幼稚園教諭二種免許状の取得を前提とした短期保育者養成課程である。保育士資格の取得も暗黙の前提となっている今日にあって、学科目の大半が事実上の必修ないし選択必修科目となっている。クラス別にすべての学科目が履修可能となるように授業時間割が作成されることとなり、必然的に、時間割通りに全部履修登録すれば、学生は事前に科目名と授業内容を確認して学修計画を立てる必要はない現実がある。

こうした状況において履修カルテは、教職課程履修状況把握に必要な資料としてではなく、学修生活全体にわたるキャリア形成の記録としてより積極的に位置づけることで、学生自身の履修への主体的意識形成および学生指導の有力な材料となり得る。このため、教務委員会にこの趣旨を提案し、他学科（経営実務科・人間福祉学科）を巻き込んだ本学全体での在学中の学修指導全般に活用する取り組みへと拡張し、名称を『学修の記録』とした。

『学修の記録―幼児教育学科履修カルテ―』として作成した内容は次のとおりである。

表紙
履修カルテ（１）卒業必修科目の履修状況
履修カルテ（２）幼稚園教諭第２種免許状取得に必要な科目の履修状況
履修カルテ（３）保育士資格取得に必要な科目の履修状況
履修カルテ（４）保育者に必要な資質・能力の自己評価

表紙にはこれらのカルテを記入する意味を次のように提示した。

履修カルテは、各学期修了後に自分の履修状況を確認し、幼児教育学科における学修をふりかえることで、卒業後の進路に向けた課題を自覚することを目的として作成します。そして同時に、本学はこのカルテの内容に基づいて、より適切な学修支援の提供を目指します。

履修カルテ（１）－（３）は、それぞれに該当する学科目を分類区分した一覧表形式で各学期単位の履修結果を記入する形態とし、その成果に対するコメント記入欄を設けた。各学期に一回設定される学生指導のための「クラスミーティング」時にクラス指導主任のもとで記入することとした。

履修カルテ（４）の「自己評価」の内容については、文部科学省初等中等教育局教職員課「教職課程認定申請の手引き (教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）(平成22年度改訂版)」中の「教職実践演習の実施にあたっての留意事項」（平成20年10月24日課程認定委員会決定）に含まれる「履修カルテ②・自己評価シート」の例を基に、保育士資格に係る「総合演習」読替科目として成立するよう項目・指標等に手を入れ構成した。記入の機会は上述と同じであるものの、記入時期は、初年度終了時、最終学期（教職

実践演習）開始時および同終了時とし、記入に当っては、項目・指標の記述内容が理解できなければ低い評価とするよう注意を促した。

『学修の記録』は記入機会毎にクラス指導主任および教職実践演習担当者で内容を確認後、教務課内に設けたスペースで一括保管とした。

【図３】および【図４】は、実際に学生が記入した履修カルテの事例である。

学籍番号　氏名

岡崎女子短期大学幼児教育学科（第一部）履修カルテ（2）

【幼稚園教諭第2種免許状取得に必要な科目の履修状況】

科目区分		本学の開設授業科目と単位数		履修学期				成績
				Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期	
教養科目	日本国憲法	日本国憲法	2	o				B
	体育	健康とスポーツ（講義）	1				o	A
		健康とスポーツ（実技）	1			o		A
	外国語コミュニケーション	外国語コミュニケーション	2	o	o			A
	情報機器の操作	情報基礎演習	2	o	o			A
教科に関する科目	国語	児童文学（＊）	2		o			C
	音楽	幼児音楽	2				o	B
		基礎音楽（＊）	2	o	o			B
	図画工作	造形	2	o	o			A
	体育	パフォーミングボディ	2	o	o			A
		幼児体育（＊）	2	o	o			A
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	保育者論	2	o				D
	教育の基礎理論に関する科目	教育原理	2		o			C
		教育心理学	2	o				A
		発達心理学（＊）	2		o			A
		教育制度・政策論	2				o	D
	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容総論	2	o				B
		保育内容（健康）	1	o				C
		保育内容（人間関係）	1			o		A
		保育内容（環境）	1			o		A
		保育内容（言葉）	1	o				B
		保育内容（表現）	1			o		B
		指導法の研究	2		o			A
		児童文化演習	2					
		教育方法論	2					
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	保育カウンセリング	2					
	教育実習	教育実習（事前・事後指導を含む。）	5					
	教職実践演習	教職実践演習（幼稚園）	2					

注：科目名の後に（＊）のついているものは選択科目

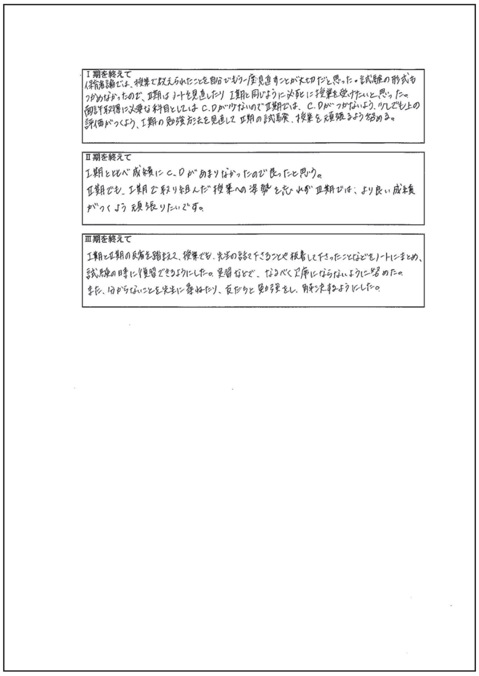

Ⅰ期を終えて

保育者論では、授業で教えられたことを自分でもう一度見直すことが大切だと思った。試験の形式もつかめなかったので、Ⅱ期はノートを見直したりⅠ期と同じように必死に授業を受けたいと思った。
免許取得に必要な科目としてはC.Dが少ないのでⅡ期では、C.Dがつかないよう、少しでも上の評価がつくよう、Ⅰ期の勉強方法を見直してⅡ期の試験、授業を頑張るよう努める。

Ⅱ期を終えて

Ⅰ期とくらべ成績にC、Dがあまりなかったので良かったと思う。
Ⅱ期でも、Ⅰ期で取り組んだ授業への姿勢を忘れずⅢ期では、より良い成績がつくよう頑張りたいです。

Ⅲ期を終えて

Ⅰ期とⅡ期の反省を踏まえ、授業でも、先生の話て下さることや板書して下さったことなどをノートにまとめ、試験の時に復習できるようにした。実習などで、なるべく欠席にならないように努めた。
また、分からないことを先生に尋ねたり、友だちと勉強をし、解決するようにした。

図３　履修カルテ（２）幼稚園教諭第２種免許状取得に必要な科目の履修状況

学籍番号 [redacted]　氏名 [redacted]

岡崎女子短期大学幼児教育学科（第一部）履修カルテ（4）

【保育者に必要な資質・能力の自己評価】

資質・能力の指標			自己評価（基準：まだ不十分である 1←3→5 よく達成している）			
資質・能力		指標	1年次前期	1年次後期	2年次前期	卒業を前に
教育・保育についての理解	教育・保育職の意義	教育・保育職の意義や教師・保育者の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解している	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
	教育・保育の理念・歴史・思想の理解	教育・保育の理念、教育・保育の歴史・思想の背景についての基礎理論・知識を習得している	①・2・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	教育・保育の社会的・制度的・経営的理解	教育・保育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得している	①・2・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5
子どもについての理解	心理・発達的理解	子ども理解に必要な心理や発達論の基礎知識を習得している	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
	学習集団形成	学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得している	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
	状況に応じた対応	個々の子どもの特性や状況に応じて変化するニーズへの対応の方法を理解している	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
他者との協力	他者意見の受容	他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解し、協力を得て課題に取り組むことができる	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5	1・2・3・4・⑤	1・2・3・4・⑤
	保護者・地域との連携・協力	保護者や地域社会との連携・協力の重要性を理解している	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	他者との連携・協力	集団において、他者と連携・協力して課題に取り組むことができる	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
	役割遂行	集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんと果たすことができる	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5	1・2・3・4・⑤
コミュニケーション	発達段階に応じたコミュニケーション	子どもの発達段階を個別的・集団的に考慮して、適切に接することができる	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・4・⑤
	子どもに対する態度	子どもの目線にあわせたり、場面に応じた言葉が付をするなど、親しみを持った態度で接することができる	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
	公平で受容的な態度	子どもの声を真摯に受け止め、公平な姿勢・受容的な態度で接することができる	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
	社会人としての基本	挨拶、言葉遣い、服装、人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についている	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・4・⑤
保育の課程や領域に関する基礎知識・技能	保育内容	これまでに履修した保育内容の各領域について理解している	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
	養護内容	養護内容について理解している	1・②・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	乳児・障害児の保育	乳児保育・障害児保育の内容について理解している	1・②・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	教育要領・保育指針	幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容を理解している	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5
	教育・保育課程に関する基礎理論・知識	教育・保育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得している	1・②・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	情報通信機器の活用	情報・通信に関する教育支援機器を活用する基礎理論・知識を習得している	1・2・③・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	指導法	教育方法・指導法の基礎理論・知識を習得している	1・②・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
保育実践	保育構想力	子どもの発達と保育内容を考慮した活動を構想し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができる	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	教材開発力	ねらいに応じた教材を開発・作成し、環境を構成することができる	①・2・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	保育展開力	子どもの反応を生かし、皆を巻き込みながら保育を展開することができる	①・2・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5
	表現技術	発問、話し方など、保育を行う上での基本的な表現の技術を身につけている	1・②・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・4・5
	学級経営力	学級経営案を作成することができる	①・2・3・4・5	①・2・3・4・5	①・2・3・4・5	1・②・3・4・5
課題探求	課題認識と探求心	自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っている	①・2・3・4・5	①・2・3・4・5	1・2・3・④・5	1・2・3・④・5
	保育の時事問題	保育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができている	1・②・3・4・5	1・②・3・4・5	1・2・③・4・5	1・2・3・④・5

【1年次を終えて、保育者を目指す上で課題と考える事項】

[redacted]

指導教員　印

【実習を終えて、保育者を目指す上で課題と考える事項】

[redacted]

指導教員　印

【卒業を前に今後の課題と考える事項】

[redacted]

指導教員　印

図4　履修カルテ（4）保育者に必要な資質・能力の自己評価

3．授業計画の構想

幼児教育学科第一部2年次後期2コマ「教職実践演習（幼稚園）」の授業計画を【表１】のように設定した。

表１　授業計画

授業回数	授　業　内　容
1･2	履修カルテ記入 教育課程、長期指導計画･短期指導計画についての復習
3･4	付属幼稚園を見学、観察（事前に学級経営案を見ておく）
5･6	付属幼稚園を見学、観察の振返り（3付属幼稚園長の講話）
7･8	長期指導計画のシミュレーションをしながら、生活発表会を盛り込んだ3学期の（前後を意識した）2月の月週案作成
9･10	幼児教育祭当日の日程を知り、具体的な指導計画案を作成
11･12	各クラスの具体的な指導計画案を説明･発表
13･14	発表場所･発表内容を分担する クラス内の共通理解と役割分担
15～24	各クラスの発表のねらい･内容をロールプレイによって表現しながら、カウンセリングマインドについて学ぶ
25～30	前日リハーサル、幼児教育祭1日目･2日目（指導案を提示する）
31	授業の振返りとまとめ
32	履修カルテ記入

本学「教職実践演習（幼稚園）」の授業計画構想の特徴の一つ目は、前述の「キャリア形成モデル」として示しているように、入学時から卒業までの見通しを持ち、「基礎演習」や「実習」による積み重ねの後の学びの軌跡の集大成、すなわち「実践力の仕上げ」として捉えているところにある。二つ目は、「教職実践演習」という科目が導入されることとなった理由として挙げられている「早期離職の回避」、「子どもたち、保護者、同僚と真摯に向き合うことができるコミュニケーション能力の育成」を強く意識した内容を構成していることである。

具体的な取り組み方法として、まずは、PDCA サイクルを意識し、振返りを重視した授業の展開として、授業毎回の記録綴りをポートフォリオとして各自が持ち、クラス担当教員が回収、チェックをすることとした。毎回の記録の中で学生が何を省察しているのかを把握するように心がけて、学生の変化に対応していこうとしたものである。

そして、学級経営案作成を見通した付属三幼稚園に分かれての見学および各園長による講話指導は、卒業後四月からすぐに学級経営を任される学生に学級経営のおおよその概観をつかんでほしいと願った。付属幼稚園の見学・観察の配当クラスの実際の学級経営案を資料として手元に置きながら、保育の様子を記録した後、付属幼稚園園長からの園経営、学級経営、その日

の子どもの様子などを含めて指導を受ける時間を設けた。指導案を見ながら保育の実際を見て、自分なりに理解したことの説明を受け、保育の意図性や計画の重要性に改めて気づく機会として、子どもや保育と向き合うことがスムーズに行われるためにも早い時期に行いたい内容である。

さらに、実践力を身に付けるための記録、指導計画（月案・日案・部分案）の作成に向けたテキストとして、愛知県幼児教育研究協議会『子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程』を使用し、付属幼稚園の協力も得て、指導計画立案の基本を確認するところからスタートした。また、本学のこれまでの実習では立案の機会が皆無である月案、週案立案をこの機会に経験してほしいと考え、クラス単位で取り組む「幼児教育祭」での企画を全受講者の前で提案する資料として月週案を作成するようにし、その作成方法の概観について知る機会とした。具体的には、【表１】の授業計画・内容一覧７・８コマ目に当たる。長期指導計画のシミュレーションをしながら、生活発表会を盛り込んだ三学期の（前後を意識した）二月の月週案作成とし、９－12コマ目まで、作成と修正を繰り返す。

その後、園行事（生活発表会）運営を想定した準備という形で企画し、模擬保育としてロールプレイをしながら、実践、展開するという形で授業を進める。ロールプレイは、子ども役、教師役に分かれ、交替しながら行い、学科行事である「幼児教育祭（年度末二月）」の場で発表するという目標に向けてクラス活動とした。【表１】の授業計画・内容一覧の15コマ以降の10コマと付属幼稚園児を迎えてのリハーサルおよび幼児教育祭当日の発表6コマ分の内容がそれである。特にリハーサルを含めた三日間は、実際に子どもたちと触れ合うことを通して、保育実践の場を強く意識することにつながっている。

担当教員については40名６クラスに７名を配当し、形式的にクラス担当を指定するものの、7人の教員がチーム・ティーチングの体制としたことが挙げられる。チーム・ティーチングの実際を教員たちが示し、保育現場においては、それぞれが役割を果たしながら、相互に協力し合うことが大切であることへの気づきを促そうという意図からである。

４．教職実践演習（幼稚園）の実施

長期の指導計画から短期の指導計画に至るまでの計画立案が容易ではない上に、学級経営とは何であるかがつかめない中での学級経営案作成と学級経営の実践など、保育者のスタート時における計画案作成・保育実践の連続は、保育者としてのスムーズな生活に支障をきたし始めていく。その窮地に陥らないためにも卒業直前の「教職実践演習（幼稚園）」の授業において、「耐力を蓄えてほしい」、「へこたれない力強さを持ち続けるきっかけをつかんでほしい」と願う。

それであればこそ、授業の組み立てには困難が伴い、毎回の授業に関して、教員の詳細な事前打合せと事後の振り返りに多くの時間が必要であった。しかしながら、経験不足が招くといわれる保育職を継続することへのさまざまな障害の芽が実習の中にも存在した。学生はそれを

振り返りながら、イメージを描き、文章化し、図式化する作業を通して少しずつ改善への手がかりを探りつつあった。それは、長い時間を費やして得た経験による学びほどの獲得には至らないが、その場で可能な限りの経験をしてみる機会を設けることの意義として、この授業の目的・内容を裏付けるものとなった。

「教職実践演習（幼稚園）」は、前年度まで設定されていた幼児教育祭の実施に向けた独自科目を廃止して新設された。本来の新規授業科目の目的を幾度も確認しながら、それまで学科行事として積み重ねてきた「幼児教育祭」の内容を維持することを目標に授業を進めた。チーム・ティーチングを行う7人の教員間の共通理解の難しさを、おそらく保育現場でのそれとは違う意味で痛感しながらも、目の前の学生の学びや育ちを保障することを主に考えて調整を図っていった。さらに、教員が学生個々の記録と向き合うことによって、学生理解をすることにつながっていったことが相互の信頼関係を生み、授業目的を果たす授業展開になっていった。

幼児教育祭当日は、単なる行事イベントの準備ではないことを明示するために、各クラスにそれぞれの活動内容を指導案として立案・提示することを求めた。一例として、体育館フロア担当クラスにおける活動内容として作成されたものを【図５】として掲げる。

岡崎女子短期大学　幼児教育学科　科目名 教職実践演習

2C クラス 幼児教育祭 指導案 2012年2月11・12日（祝・日） 3・4・5歳児クラスを想定して	題目	くるり と くるら の ケーキづくり	場所	大体育室
	ねらい	●友達と一緒に迷路を進んでゴールするという達成感を味わう。 ●助け合い、協力しようとする中で、友達の大切さに気付く。 ●必要な言葉を交わして、それぞれの思いを伝え合う。	内容	○クイズやケーキづくりなど、いくつかのアトラクションを体験しながら、友達と一緒にゴールに辿り着こうとする。 ○困っていたら手助けしたり、もっと楽しくなるように元気に声をかけ合ったりして、友達と共に過ごすことや活動する楽しさを感じ合うことができるようにする。 ○自分の思いや考えを言葉で伝えたり、相手の話をしっかり聞いたりする。

時間	活動	☆環境構成と予想される姿◆	援助・留意点	評価・反省
8:00	・全員が集合する ・準備を始める （着替え・掃除・場の設定・物の始末等）	☆大体育室 ステージ 迷路遊び 内容はお楽しみ ◆集合時刻に遅れないように集まり、自分の荷物をコンパクトにまとめて、自己管理、クラス全体の管理に気を配ろうとする。	・予め掃除を済ませておいた、クラスの決められた荷物置き場に荷物をひとまとめにし、一人一人が整理・整頓に心がけて、紛失や盗難に気をつける。	
9:00	◎子どもランド（迷路）開場 ・入場者を迎える ・迷路遊びのルールを知らせる ・常に安全確認をする ・互いに役割を補い合う ・繰り返し対応する	◆入場者が入り口付近に集まってくる。 ◆迷路遊びの簡単な約束事を知って、守ろうとする。 ・スタンプラリーのカードをペンダントにして回る。 ・迷路を進んで、アトラクションに挑戦したり、跳んだり、くぐったり、渡ったりして、ゴールを目指す。 ◆けがをしたり、体調が悪くなったりする。 ☆準備するもの① ・ペンダント ・お面 ・ハンコ ・はさみ、のり ・ガムテープ等 ◆いくつかのアトラクションに大勢の人が集中する。 ☆日程・役割分担表　学籍番号 9:00-10:30 ①②③　①301—312 10:30-12:00 ②③④　②313—321 12:00-13:00　③322—331 15分交代①②③④　④332—340 木下 13:00-14:30 ③④① 14:30-16:00 ④①② ◆寒くて姿勢が悪くなる。 ◆慣れてくると動きが粗暴になる来場者もいる。	・自分の果たすべき役割を果たそうとして配置に就き、入口では入場者がスムーズに入場できるように一人一人に元気に声をかけて、笑顔で優しく迎える。 ・掲示を見ながら、文字を読んで約束事を知ろうとしている場合には、一緒に読みながら内容を伝え、積極的に尋ねてくる子どもには特に気をつけるポイントを短くはっきり伝えて、あわてずに遊びに入っていけるようにする。 ・簡単なルールがあることを知らせながら、迷路の途中には楽しいことがあることを伝えて、ワクワク感を持ってスタートできるようにする。 ・アトラクションや迷路の途中では歌や掛け声で応援し、したいことが楽しめるように雰囲気を盛り上げ、ゴールまで頑張るように励ます。 ・洋服や身に付けたペンダントのひもが引っかかったり、からまったりしていないかよく見て、事故がないように留意し、あわててぶつかるなどしてケガをすることがないように、一人一人の動きをよく見て、傍で声をかけたり、手を添えたりする。 ・混雑しているアトラクションがあれば、手がすいているアトラクションの担当者が様子を見ながら手伝うようにし、迷路遊び全体が楽しいものになるように考えて、助け合ったり、協力し合ったりする。 ・途中の関門に挑戦して最後まで辿り着こうという気持ちを持つように話して、ゴールを目指して頑張ろうと応援する。 ・会場が寒いので、重ね着をしたり、体育館シューズを履いたりして、防寒対策をしっかりし、身を縮めたりポケットに手を入れたりなどの動作で、対応に支障が出ないようにする。 ・それぞれのポジションで、来場者との会話のやり取りを丁寧に行い、相手の話をしっかり聞いて、自分の言葉で考えたことや思ったことを伝え合うことを通してふれ合い、相互のコミュニケーションを図っていく。	
12:00	・交互に食事や休憩の時間を確保する		・昼食は、①〜④グループ各15分ずつのため、手早く済ませるが、適度に休息をとって体調管理に努める。	
13:00	・配置に戻って対応する	☆準備するもの② ・救急用品 ・体育館シューズ ・上着 ・使い捨てカイロ　等 ◆トランポリンの跳び方や歩き方が不安定になる ☆滑り台の定位置がずれて危険な状態になる前に点検をする	・後半も気を緩めず、事故や怪我がないように時折ステージの上から全体を眺めて、留意点を知らせ合う。	
15:30	・本日迷路遊び終了の予告をする ・最終入場とする	◆まもなく最終入場の時刻であることを知り、あわてて回ろうとする。	・来場のお礼を伝え、様子を見ていて気づいた「楽しんでいた場面」に触れ、「また来てね！」と挨拶をして、保護者を確認して見送る。	
16:00	・片付ける		・迷路遊びの破損箇所は修理・修繕し、変更したほうが良いところは可能な限り改善して、グループやクラスの友達と明日も元気に出校することを約束する。	
17:00	・集合する ・帰宅準備		・今日気付いたことを伝え合い、一緒に活動したことに満足する声や発言を取り上げて、共に困ったり頑張ったりしたことから、同じ場や空間で過ごすことの喜びを感じ合うようにする。	

図５　幼児教育祭当日提示用指導案

５．成果と課題

初年度の教職実践演習を終えて、その成果をどのように評するべきかについては、最終的に卒業生が就任した実践の場からのフィードバックを待たなければならない。本学付属幼稚園に採用された卒業生については、授業に協力いただいた付属園長から「授業内容を知っていたこともあるが、今年の新卒教員は、計画立案・振り返り・自己評価等、これまでより確かなスタートを切っている」との感想が得られたが、限られた事例である。

担当教員の実感として指摘できることは、教育実習では体験できない数か月を単位とした計画・実践・省察の反復によって蓄積された個々の学生の記録に接することで、これまでとは違うかたちでの学生理解の手応えと可能性とを見出せたことである。学生同士の活動における「自他」認識がこれだけ継続的に言語化されることはなかった。手探りながらも獲得した次年度以降への有効な示唆である。

初年度実施を経た課題としては、次の４点を指摘したい。

第一に、「教職実践演習」のねらいを常に意識できるように授業担当教員間での話し合いを持つこと。この科目を導入するために廃止した科目が「幼児教育祭」のために設定されており、その当時の担当者の一部がこの科目も担当することになったため、科目名称変更のようなイメージでの取り組みとなり、認識の齟齬が生じてしまった。ただし、学生に対しては、演習への取り組みの具体的な目標としてこの行事が機能したことで、救われた。

第二として、チーム・ティーチングをする授業担当教員の組み合わせには考慮が必要であること。教育課程や指導計画を展望できることと教科内容を授業することとは別であり、学級経営と教科内容とのバランスをどのようにこの演習の中に実現するのかは難問である。

第三として、グループやクラス単位での計画立案、実践等を行った部分の振り返りや改善に充分な時間を確保すること。個別には毎時の記録と次回の計画を課したが、学年単位や園単位を想定した他者との共同作業としてのすり合わせ等についてはなおざりになってしまった。

第四として、『学修の記録』（履修カルテ）を学生生活全体のポートフォリオとしての実効性を持たせる具体的な活用施策を検討すること。本学他学科でも学生指導名目で導入したものの、今年度に関しては充分に活用できなかった。本学では、成績評価に GPA も導入しており、これも併せて、学修指導の実効化に向けた取り組みを進めたい。

また、本学に設置されている幼児教育学科第三部は、「交替制勤務により時間的制約を受けるため、短期大学における通常の課程の授業を受けることのできない勤労者に高等教育を受ける機会を与える趣旨から」「昼間二交替制の授業を行う」三年間の課程で、第一部と同じ免許・資格を取得することができる学科である。平成24年度からは、第一部同様、第三部においても建学の精神による第三部の教育理念に基づいて、三年間のキャリア形成モデルを見通した3年次後期の「教職実践演習（幼稚園）」が開始される。この科目の実施においては、さらなる教員間の共通理解と事前の打ち合わせ、教員自身の振返りとより良い方向への改善の努力が求められる。

おわりに

ゆとりのない準備、実施過程における担当教員相互の意識の齟齬等もあって、計画時点におけるイメージと実践を通して感じることのできた手応えとの間に隔たりはある。「幼児教育祭」という行事を媒介として取り込んでいたことが、結果的に破綻の歯止めとなったことはその筆頭である。しかし、行事主導ではない、教職実践演習のねらいを要とした展開へ向けた担当教員の意識啓発が次年度以降の展開を左右することは確かである。

冒頭に掲げた保育者養成としての短期高等教育の慌ただしさは、裏を返せば、集中的な学修・実習の積み上げとそれに並行した就職活動ということであり、学生の意識を近未来の就職後という具体像に引き込むことが比較的容易であるという意味では利点ともなる。一面「幼児教育祭」という行事への取り組みでありながら、学生を「教職実践演習」へと引き止めることができることも、それと無関係ではない。もっとも、その勢いに乗り切ることのできない学生が増えつつあることの不安もある。

教科の教育ではない「遊びを通しての指導を中心」とする保育のための教職実践演習として、授業計画の立案に手間取り、実践も紆余曲折した中で、改善の余地はあるものの一定の手応えを以上のように実感している。これから実施年度を迎える諸大学において、本学の取り組みが幾許かの参考となれば幸いである。

〈研究会報告〉

2012年度東海私教懇第３回定例研究会記録

坂　本　徳　弥
（椙山女学園大学）

日　時：　2012年12月８日（土）　14:00 ～ 16:30
場　所：　椙山女学園大学人間交流会館１階会議室・講義室（星が丘キャンパス）
参加者：　41名
テーマ：　平成25年度教員採用試験状況と26年度の展望
司　会：　椙山女学園大学　宮川充司
記　録：　椙山女学園大学　坂本徳弥

１．講師紹介

⑴ 愛知県教育委員会教職員課県立学校人事グループ主任主査　渡邊 修様
⑵ 岐阜県教育委員会教職員課高等学校担当係　石田達也様
⑶ 三重県教育委員会教職員課副課長　花岡みどり様
⑷ 名古屋市教育委員会教職員課管理主査　牛田宏昭様

２．愛知県教員採用選考試験について（渡邉様）

まず、本年度の実施状況を説明します。合格者1670名、志願者9646名、倍率5.8倍です。昨年は6.0倍でしたので、本年度もほぼ同じ倍率でした。なお、細かくそれぞれ小学校、中学校等々の区分別に見ていくと、若干大小あるわけですけれど、全体としては5.8 ～ 6.0倍ぐらいということになります。この合格者1670名、志願者9646名をもう少し詳しく中身を見ていくと、合格者（採用数）1670名というのは、全国の都道府県の中で、東京、大阪、埼玉に次いで４番目になります。愛知県は全国でも採用数が多いということがわかります。

愛知県の採用予定者数の推移ですが、平成20年から25年まで、毎年1600名以上となっています。教員採用説明会で学生さんから、来年度も大丈夫なのかという話が出ますが、文科省の東海地区の公立学校教員の採用見込み数の資料（平成23年度）を見ますと、平成29年度まで大体4000名程度で横ばいの状態が続くだろうということです。これはそれぞれの県の教育委員会が文科省に報告したデータをもとにまとめたものです。東海地区というのは、岐阜、静

岡、愛知、三重の４県のことです。

企業の場合の団塊世代の退職のピークというのは、かなり明確ですが、教員の場合は退職者数だけでなくて生徒数にも採用が影響されますので、ピークがあるわけではなく、なだらかな数値で、じわじわと増えたり減ったりするなあという感想をもっています。

ちなみに、愛知県の退職のピークなんですけど、小学校は現在56才の教員、中学校53才、高校50才、特別支援学校52才となり、校種でピークがバラバラです。全体としては大きなピークがなく、毎年、安定した採用数となっています。

一方、志願者数ですが、我々としては愛知県を志望する人をたくさん集めようとＰＲしていますが、平成18年度から平成25年度まで約8000名から１万名となっており、大きな変化はありません。採用数と志願者数が大体一定となっていますので、倍率も５～６倍程度となっています。しかし、実際には補欠合格、繰り上げということがあります。平成24年度の倍率は６倍でしたが、補欠合格が369名あり、補欠の内、270名が繰り上げとなりましたので、合格者の実際の倍率は、4.7倍程度にまで下がります。

次に、愛知県の教育における特徴は３つあります。

①公立学校が文武両道に力を発揮している。

②個々の生徒への丁寧な対応をしている。

③地域との連携に取り組んでいる。

また、小中学校における特徴は、以下の３つです。

①小・中の校種をまたいだ人事異動

小学校採用者が中学校に異動したり、中学校採用者が小学校に異動したりすることがあります。しかし、高校採用者が小・中学校に異動したり、小・中学校採用者が高校に移動したりすることはありません。特別支援採用者が小・中・高校へ行くことも考えておりません。しかし、小・中学校で経験を積んだ方が人事交流という形で特別支援学校に行く例は年に10数件あります。

②きめの細かい指導

県独自での小２・中１の35人学級導入、特別支援学級設置、外国籍の子どもへの教育。

③さまざまな学校・さまざまな取組

市町村独自での少人数指導等の取組など。

採用試験の中身になりますが、愛知が求める教師像は以下の６つです。

①豊かな専門的知識と技能を備えた人

②児童・生徒に愛情を持ち、教育に情熱と使命感を持つ人
③広い教養を持ち、円満で調和のとれた人
④実行力に富み、粘り強さがある人
⑤明るく、心身ともに健康な人
⑥穏健、中正な良識のある人

昨年度と違うのは、「④実行力に富み、活力・体力がある人」だったのが「④実行力に富み、粘り強さがある人」に変わったことです。我々の思いとしては、一つのことにこだわるのではなく、柔軟性に富み、使命感、責任感のある人をほしいということです。

愛知県の採用試験の特徴は、人物重視となっています。３度の口述試験を実施します。１回目は、１次試験の集団面接で３人の面接官が最大５人の受験生を見ます。ここでは、教員の適性を見ます。態度、人柄、活力等の観点をもとに見ています。質問は「何故、教員を目指すのか（動機）」、「教員としてどんなものをもっていないといけないと思うか（教員の資質）」、そして、その人の教育観を聞きます。２回目は２次試験の集団面接、３回目は２次試験の個人面接です。２次試験は例年、８月20日頃に実施しています。

集団討議は、８人の受験者がお互いに向かい合って、テーマをもとに30分～ 40分、討議をしてもらうものです。例えば「生徒に『なんで勉強しなくてはならないの？』と聞かれたら、あなたはどう答えますか？」など、学校で実際に起こりそうな場面から問題を取り上げます。人間性や子どもへの愛情が見えてくるような出題を考えています。ここでは、受験者が８人いますので、人の話をきちんと聞きながらも、自分の主張をきちっと言えるかどうかというコミュニケーション能力を見ています。また、教育への情熱や使命感、子どもへの愛情、教育への関心を見ています。

集団討議が終わったら８つの部屋に分かれて個人面接をします。ここでは、受験生の社会性や協調性、表現力、責任感等を見ます。理想の教師像を聞くこともあれば、志望理由、教育実習での感想や学んだこと、大学で努力していること、願書に記載されていることを質問して確認する内容も含まれます。面接官は願書を手元において質問をしますので、赤ペンで修正ばかりの願書にならないよう、初めからきちんとした願書作成ができるよう学生さんにご指導頂ければ幸いです。

その他、筆記試験等がありますが、これは採用試験案内が公開された春頃にまた説明致します。過去の試験問題は、県庁でいつでもコピーできることを学生さんにお話して頂けたらと思います。

教員採用試験について、４つ補足があります。

１つめは、外国語堪能者特別選考です。ポルトガル語、スペイン語、中国語で日常会話ができれば加点となります。保護者に「明日、身体検査があります。」、「給食当番の前掛けを洗っ

てくるように」などの内容を話し、担任の補助をします。平成25年度は66名が志願して９名が合格しました。この場合、外国語堪能者特別選考に志願して不合格となっても選考試験で不利になることはありません。

２つめは、英語有資格者特別選考です。次の資格があれば、中学・高校・特別支援の「英語」区分で第2次試験実技試験免除となります。TOEFL, PBT 580点以上、iBT 92点以上、TOEIC 860点以上、英語検定１級。平成25年度は53名が志願し、20名合格しています。

３つめは、大学院進学による採用試験辞退者に対する特別選考です。愛知県公立学校採用選考試験に合格し、大学院進学・在学を理由に辞退した人は、試験免除となり、２次試験の集団と個人の面接のみで選考となります。平成25年度は39名が志願し、31名が合格しました。必ず合格するとは限らないことに注意して下さい。これは、教科等で採用人数が決まっている場合があるためです。

４つめは、障害者大学推薦特別選考です。障害者選考の受験資格に加えて要件を満たし、大学の学長の推薦が得られた人が受験します。平成25年度は３名が志願し、合格１名、補欠１名でした。

学生さんの質問で、講師のベテランの人がいっぱいいると新卒の人は不利ではないかというのがあります。文科省の資料（採用者数に占める新規学卒者の比率）を見ると、平成23年度で新卒者は全国で33％、愛知県は40.9％で新卒者ががんばっていることがわかります。しかし、志願者に占める新卒者の割合が元々多いのではないかという疑問がありますが、愛知県の場合、新卒者38.2％、講師・現職が50.7％であり、特に新卒が多いというわけではありません。

なお、来年度の採用については、２月上旬に日程を発表する予定です。

○質問：特別支援学校の合格者の割合は、講師・現職が６割以上で、新卒者が２割程度であり、全体と比べると新卒者が少ないのはどうしてですか？

→　回答：元々、特別支援学校には講師がとても多く、これらの人が受験するという事情があります。

○質問：クレペリン検査は、どんなことを見るのですか？

→　回答：教員としての適性を見ています。

○質問：特別支援学校の受験資格について教えて下さい。

→　回答：教科で採用しているので教科の免許があればよいです。逆に特別支援の免許があっても教科の免許がなければ受験できません。

３．岐阜県教員採用選考試験について（石田様）

今年度の教員採用試験の実施状況を中心にお話させて頂きます。

まず、岐阜県の求める教師像は大きく３つです。これは毎年変わるものではなく、ここのところずっと同じ３本柱です。

１つ目は、「幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師」です。特に教師は、子ども達の前で話すことが仕事ですので、「魅力ある語りができる」教員を求めています。

２つ目は、昨今、いじめ等が問題になっておりますが、「誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師」を求めています。「子ども達に愛情を持って接していますか？」もっと言うと、「子ども達と接することが大好きですか？」という点を面接等で見させて頂いています。

３つ目は、何と言っても教員は授業で子ども達と関わりますので「授業方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師」を求めています。教師側から言うと、「ずっと編集や工夫ができ続ける先生ですか？」ということです。「子ども達を、分からない、できないままにしていませんか？」ということです。

次に、実際の試験内容について細かくお話させて頂きます。

資料に、「小・中・養・栄」とありますが、「小学校・中学校・養護教諭・栄養教諭」のことです。また「高校・特支」というのは、「高校・特別支援学校」のことです。いわゆる「市町村立学校」と「県立学校」とで少し実施の方法が異なります。昨年は１次試験を７月21日に実施しましたが、内容は筆記試験と集団面接です。筆記試験については、昨年までの「一般教養」を無くし、「教職教養と教科専門」にしました。ここ数年、「一般教養を貴重な採用試験において問うことに大きな意味があるのか」ということについて検討した結果、思い切って全受験生について一般教養試験を無くしました。その分、教科の専門性をきちんと見させて頂きます。集団面接は、３人の面接官が、６～10人の受験生について見ます。

２次選考ですが、適性検査、論文、集団活動、実技、個人面接、プレゼンテーション試験の６つです。

「小・中・養・栄」は昨年度まで「集団討議」でしたが、本年度から「集団活動」に変えました。集団討議ですと、あるテーマがあって自由に討議するわけですが、ここに活動の部分も取り入れます。

例えば、試験会場に新聞紙を用意しまして、「新聞紙を使ってクラスでリクレーションをさせる時に、あなたたちなら、どんな発案で、どんなアプローチで子ども達にはたらきかけていきますか？」「最終的に１時間の授業としてどのようにリクレーションとしてやっていきますか？」というような題材を、当日、パッと与えます。実際には、新聞紙を切ったり貼ったりするグループもあれば、大きなトピックだけ切り出して新聞紙で新聞を作るというグループもあったようです。これは答えがありませんので、「その活動にどのように受験者が関われるか」、「他者の意見を取り入れながら、どのように協力して物を作り上げて行くか」という協調性、

発想力を見ます。特に、小学校、中学校で必要な力だと思います。個人面接については２度おこないます。学校関係者とそれ以外（民間の人など）の方でおこないます。

プレゼンテーション試験は、１つの題材を与えて、それについてどのようにプレゼンテーションができるかという発想力を見ます。

一方、「高校・特支」の方は、1次試験は「小・中・養・栄」と同じで一般教養試験はありません。

２次試験ですが、集団活動ではなく、従来の「集団討議」のままです。特別支援学校は除きますが、高校の方は、すべての教科・科目について実技ないし記述試験を課しています。例えば、高校の国語を受験する場合、１次試験の筆記試験（マークシート）と、２次試験の記述試験を受けることになります。実技試験は、英語と体育と家庭です。特に、高校の方は、教科の専門性をしっかり見ます。

今年度の内定者数ですが、全体で640名の募集をかけ（ここ10年間では最多)、ほぼ同数の642名を内定者としました。小学校は846名志願して、265人内定なので3.2倍です。大学関係者の方は、倍率が低いほど良いのですが、県としましてはもう少したくさん志願してほしい。４倍は超えていきたいので、採用試験説明会等で志願者を多くする努力をしております。

特に、特別支援学校ですが、ここ数年、50名の採用をしてきましたが、今年度63名ということで、採用枠を1.3倍に広げました。岐阜県では、ここ数年で特別支援学校が何校も新しく設置されています。平成25年４月からも新しい学校が２つできます。特別支援学校では、生徒さんが多くなくても手厚い指導をするわけですので、小さな規模の学校でも先生が30 〜 40人必要になります。この63名という採用枠は、ここ何年かは続くだろうと思います。

平成25年度採用の結果ですが、年齢別に見ると22才の新卒者が114名で一番多くなっています。採用者の平均年齢も24.9才です。中学校も22才の新卒者が44名で高いですが、23才（22名)、24才（31名)、25才（25名）も高いです。要因の一つは、大学院を修了した方々が受験したこと、もう一つは学校で講師等を経験して力をつけて合格になった方々がいたということです。およそ25，26才までで大半を占めることがわかります。

既卒者・直採者の割合を見ると、小学校では既卒者55％、直採者45％です。既卒者の方はほとんどが講師等をしていた方で、民間から来られる方は少ないです。特に、県内で講師をし、先生方から評価を受け、校長先生方からも「がんばれ」と言われ、採用試験に自信をもって受けた方が多いです。

中学校は、既卒者64％、直採者36％です。パッと見ると学生さんは不利なのかなと思う人がいますが、昨年よりも直採者の数字が上がっています。

高校は、22才（約30名）、23才（約20名）、24才（約20名）となっており、大学院を出られた方も多くなっています。既卒者と直採者の割合は、既卒者59.3％、直採者40.7％となっており、講師をして力をつけて合格された方も多いです。平均年齢は25.5才で、昨年の26.6才よりも１才若いです。学生さんが健闘して頂いたことになります。

特別支援学校は、平均年齢25.6才で、昨年の27.8才よりも２才若いです。学生さんの大健闘ですね。特別支援学校の場合は、大学院の方はそんなにいないので、23才、24才で合格した方は講師をしていた方が多いです。学生さんが健闘した要因の一つに、記述試験があります。講師の方は専門の勉強をする時間がなかなかとれないようです。

採用までに身に付けたい力は、「幅広い教養と高い専門性」「子どもへの愛情と使命感」「指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける力」です。

岐阜県教育のめざすものとして、岐阜県教育ビジョンがありますので、採用試験前までに目を通しておいて頂きたいと思います。

次に、特別選考は、次の５つです。

①障がい者特別選考（中・高・特支）

障害者手帳をお持ちの方に、中学校、高校、特別支援学校で特別選考を実施します。

②スポーツ特別選考（中学校保健体育教諭、高等学校保健体育教諭）

岐阜国体が終わりましたが、国体のための制度ではありませんので来年度も実施します。ただ、高いレベルを求めていますので、志願資格をお読み頂きたいと思います。

③多文化共生特別選考（小・中）

小学校と中学校において、ポルトガル語またはタガログ語の語学力を有する方を特別選考します。レベルは、児童生徒および保護者に対して文化や生活習慣の違いを説明できる程度です。保護者さんから相談があった場合に、相談の第１窓口として対応して頂ける程度の語学力のある方です。この特別選考は今年度、初めて実施しましたが、志願者が少なく、合格にまでは至っておりません。来年度も引き続き、実施する予定です。

④英語特別選考（高等学校英語教諭）

高校の英語に限って、TOEIC:860点以上、TOEFL:600点以上、CBT:250以上、iBT:100点以上、英検１級の資格をお持ちの方の特別選考です。

⑤情報特別選考（高等学校情報教諭）

今年度、初めて実施しました。高校の情報の教員について経済産業省が行う基本情報技術者試験に合格した方の特別選考です。１次試験の筆記試験を免除し、面接試験のみを実施します。この資格は、個人で受験し、高校生でも取得している方がいるそうです。今年度、この特別選考で２名が合格しています。

また、教員採用試験の免除制度は、①任期付採用職員、②特任講師、③教職大学院、④スポーツ特別選考、⑤情報特別選考、⑥前年度１次試験合格者、⑦現職教諭、⑧前年度からの常勤講師の８つがあります。

特に、②特任講師ですが、採用試験の不合格者の中で、成績上位者を特任講師として指定します。特任講師の方には、次年度、必ず講師の仕事を約束し、講師として勤めると、１次試験を免除します。そして次年度の採用試験に９割以上の方が合格しています。

また、③教職大学院ですが、大学４年生で採用試験に合格し、大学院に進学する人については採用延期という制度があります。大学院修了後に必ず教壇に立って頂けるという約束が頂ける方は、採用の名簿登載期間を延長します。大学院１年生で採用試験を受験し、合格し、１年間、採用延長となる人もいます。優秀な人材を確保するための制度です。

来年は、５月の連休明けあたりに要項を発表し、７月下旬に１次試験、８月下旬に２次試験の予定です。募集人数は、年度毎にでこぼこしないように、少し長いスパンで計画を立て、大きく変動しないようにしています。

４. 三重県教員採用選考試験について（花岡様）

三重県として、求める人物像は次の３つです。

①教育に対する情熱と使命感をもつ人

②専門的知識・技能に基づく課題解決能力をもつ人

③自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人

選考の観点も、この人物像に沿って行います。

次に、選考試験のスケジュールですが、以下の通りとなっており、来年度も細かい日付変更を除き、同じです。

○　実施要項発表は、５月中旬。

○　申込受付は、５月中旬から６月上旬です。受付は電子申請または郵送等となっていますが、電子申請の比率が95％となっています。添付書類がある場合においても、PDF で添付して送信することが可能となっています。また、申請のミスも減らすことができます。

○　第1次選考試験は、７月上旬で、３県１市（愛知・岐阜・三重・名古屋）同一試験日となっています。科目は、一般選考の場合、「筆答試験（教養）（専門)」と「集団面接（討論形式)」です。

「教養」は、「一般教養」と「教職教養」を合わせたものです。筆答試験はマークシート方式です。

なお、社会人特別選考、教職経験者特別選考(Ⅰ)では、「筆答試験（教養)」に替えて

「小論文」を課しています。

○　特別選考は４種類あります。①障がい者を対象とした特別選考、②スポーツ特別選考、③社会人特別選考（Ⅰは特別免許状の授与を前提としたもので、今年度は養護と福祉で募集しました。Ⅱは免許状を持っている方で、一定の社会人経験がある人)、④教職経験者を対象とした特別選考（Ⅰは正規の教員３年以上経験の方、Ⅱは三重県内での講師を経験された方)

○　１次試験の合格発表は、８月上旬です。

○　２次試験は８月下旬に、「技能・実技試験」「論述試験」「集団面接（討論)」「個人面接」を実施します。実技試験は、音楽や技術・家庭の他、英語リスニングについてはインタビュー形式で実施します。小学校及び特別支援学校小学部教諭についても英語リスニングの実技試験を実施しています。

個人面接では、５分の模擬授業を課しています。課題は１次試験の合格者に対して、２次試験の日までにあらかじめ提示しております。提示は簡単なもので、学習指導要領の教科の内容から設定します。例えば、中学校数学では、「第２学年関数」などと指定します。受験者は、授業の導入５分の模擬授業を実施します。受験者は、あらかじめ準備をしておくことができます。

集団面接は、１次も２次もテーマを示しての討論形式です。２次の方がより学校の具体的な場面を示して、どういう指導をするかを問います。

個人面接では、２次の受験にあたって自己申告書という自己 PR のような書面の提出を求めていますので、これを見ながらの面接となります。

○　最終的な合格発表は、９月末です。三重県では、２次の合格者は原則、翌年の４月１日付で全員採用しております。補欠合格者は出しておりません。諸事情により辞退する方は10名以内となっていますので、このようなこともあって補欠合格者は出しておりません。

なお、４月１日付採用が原則ですが、原則外として、採用期日範囲内で留保というのがあります。採用期日は、４月１日～３月31日となっていますので、大学院1年次での合格者には、本人の希望により採用を留保し、４月１日付ではなく、翌年の３月31日付採用としています。

次に、今年度の採用試験合格者の割合ですが、直採者30％、講師50％、県外教諭５％（合格率高い)、社会人15％となっています。校種別に見ますと、若干、小学校合格者が多くなっています。小学校教諭の最終合格者は240名で、例年より人数が多くなりましたが、これは早期退職者数が多かったことと、講師の占める割合が高いのを少しでも解消しようとしたためです。来年度についても、採用人数の大きな変動がないように調整していく予定です。

なお、三重県では、小学校、中学校、高等学校合格者の中から、特別支援学校採用とする場合があります。そのため、願書に「特別支援学校採用希望の有無」という欄があります。ここ

での希望の有無は採用試験合否そのものには影響しません。最終的に小学校、中学校、高等学校教諭として合格し、その中から配置先が特別支援学校ということがあるかもしれないというわけです。

倍率については、資料では一切ふれていませんが、約６倍でした。今年度は、受験者3050名、合格者506名となっています。

今年度の採用試験の変更点は、大きく３つありました。

① 一般選考の年齢要件を昨年まで40才未満としていたところを60才未満に変更しました。理由は、数年前に改正された雇用対策法の趣旨をふまえてのことです。ただし、スポーツ特別選考のみは、40才未満のままとなります。

② 採用試験の実施内容で変更があったのは、中学・高校の体育の実技試験です。これまで「武道」と「ダンス」のいずれかを選択していましたが、両方とも必修となりました。武道は「柔道」と「剣道」の中からの選択です。これは、新しい学習指導要領の全面実施を踏まえてのことです。

③ 免除の制度として、英語の TOEIC 等の資格をお持ちの方、商業の簿記検定等の資格をお持ちの方は、専門試験を免除するという制度がありましたが廃止しました。その代わり、資格・特技を有する人の加点申請という制度の中に、英語と商業の資格を繰り入れました。

何に加点するかというと、専門試験の結果に加点します。ただし加点の上限は15点までです。加点のために無理に資格を取りに行く必要はなく、既にお持ちの資格を生かすという趣旨です。あくまでも、専門試験の力を十分につけておいて頂きたいと思います。

なお、ポルトガル語またはスペイン語のできる方にも加点制度があります。三重県においては約1500人の日本語指導を必要とする子ども達がいます。

採用試験の過去の問題等については、三重県情報公開・個人情報総合窓口において公開しています。

また、講師等の募集や、採用試験の情報は、ホームページ上で公開していますのでご覧ください。

５．名古屋市教員採用選考試験について（牛田様）

平成24年度実施の採用試験の要項を資料として説明いたします。まず、名古屋市が求める教員像ですが、「専門的な知識と幅広い教養を有し、教育に対する情熱と使命感を持ち、健康な体と豊かな人間性を備えた知・徳・体のバランスのとれた人材」を求めています。

次に、平成24年度４月の採用状況ですが、全体で367名の採用でした。今年度実施の採用試験の募集人数は、全体で415名でした。増えた分の大半は、小学校教員を多く募集したと理解

して下さって結構です。小学校教員は、183名から220名となり、約40名増やしました。

名古屋市では、特別支援学校は「特別支援学校教員」という区分で募集しますが、特別支援学級については、小学校、中学校で合格した方の中から配置します。要項の中に入っている申込書に「特別支援学級担当の希望の有無」という欄がありますので、「有」と記入されて合格した方の中から配置します。今年度は、約45名を特別支援学級担当教諭として配置しました。

また、採用見込人員には、障害者特別選考試験の採用見込人員、約10人を含みます。今年度は、全体の志願者数2517名、受験者数2229名、合格者443名、補欠者32名でした。受験者数を合格者数で割った倍率は、5.0倍でした。昨年度は5.7倍でした。募集人数を増やした影響で今年度の倍率は低くなりましたが、志願者数も約100名減ったので、志願者数が減ったことについては、今年度、関西地方の試験日と若干かぶって、大阪・京都方面の学生さんの受験が減ったことが考えられます。地元の方については、大きな変動はないようです。

校種別に見ますと、小学校志願者920名、受験者850名、合格者240名、補欠18名、倍率3.5倍でした。これは、大きく変わっておりません。中学・高校は一括募集をしており、志願者1219名、受験者1051名、合格者156名、補欠11名、倍率6.7倍となっています。

補欠ですが、今年度、全体で32名の補欠を出させて頂きました。補欠については採用の保留もあると謳っていますが、過去において補欠の方の採用保留はありません。全て３月末までに採用としております。今年度も32名の補欠者がありますが、３月末までに採用して配置できると思います。

選考区分ですが、①高校教員、②中学校教員、③小学校教員、④幼稚園教員については、２校種まで併願可能となっています。例えば、「小学校」と「中学校（英語)」、「中学校（英語)」と「高校（英語)」、「小学校」と「幼稚園」などです。しかし、⑤特別支援学校教員、⑥養護教員、⑦栄養教員については、単願のみとなります。今年度は、初めて「⑦栄養教員」の募集をいたしました。

特別支援学校ですが、平成22年度から特別支援教育の専門性を生かしたいということで、特別支援学校の教員については単独の選考区分を設けて募集しています。今年度は、昨年度より５名増やして15名の募集をしました。特別支援学校教諭の免許を持っていることが基礎資格となります。今年度は、志願者65名、受験者54名、合格者15名、補欠者２名、倍率3.6倍です。

志願者は平成22年、23年と90名を超えていましたが、今年度は約30名減り、倍率は７倍、８倍から3.6倍と低くなりました。志願者が減った原因については分析中ですが、特別支援学校教諭の免許を持っている方に多く応募して頂けるようにＰＲしていく予定です。

栄養教諭ですが、今年度、食に関する授業の中核的役割を担って頂きたいということで、新規の募集をしました。募集人員５名のところ、志願者36名、受験者27名、合格者5名、補欠者０名、倍率5.4倍です。

次に、名古屋市の特例についてお話します。特別選考というよりも特例として扱っており、要件に合致する方は、１次試験の「専門」「実技」を免除します。

＜特例Ａ＞

○スポーツの分野で日本代表等の実績のある者

○芸術等の分野で国際レベル、全国レベルの実績のある者

○英会話能力に優れ、英検１級、TOEIC:900点以上などの資格のある者

英会話能力に優れていて資格のある方は、１次の「専門」に加えて２次の英語「実技」も免除します。また、小学校・中学校受験者においても教科に関わりなく「専門」試験を免除します。ただし、高校については教科の特性を考慮します。

＜特例Ｂ＞

①名古屋市公立小学校で常勤・非常勤・講師の経験のある者（通算５年以上）

→　小学校の１次「総合教養」、専門「小学校全科」を免除

②名古屋市以外の国公立学校本務教員である者（通算２年以上）

→　小・中・特別支援学校・養護教員の１次「総合教養」、「専門」「実技」「小論文」免除

③なごや教師養成塾卒塾見込の者

→　小学校の１次「総合教養」、「小論文」、「口述」免除

④名古屋市公立学校で常勤・非常勤・講師の経験のある者（通算２年以上）

→　小・中・特別支援・養護教員の1次「総合教養」を免除

⑤トワイライト AP、部活動外部講師などの活動経験がある者（通算２年以上）

→　小・中・特別支援・養護教員の１次「総合教養」を免除

＜特例Ｃ＞

今年度、新たに設けました。大学院での修学を理由に、「平成23年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」において、小学校教員または中学校教員での「合格」を辞退した人で、平成25年３月までに修士課程を修了し、「専修免許」を取得または取得見込の人について、「合格」を辞退した選考区分、教科に出願した場合、２次試験の個人面接のみで選考試験を実施。今年度は２名受験し、２名合格しています。

１次試験の内容ですが、「適性検査」「小論文」「総合教養」「専門」「実技」「口述（集団面接)」となっています。小論文は、昨年度ですと、「絆」という言葉から思い起こせることを自分自身の体験や教育観に関わって述べて頂きました。今年度は、「ハードル」という言葉をもとに述べて頂きました。１次の集団面接は、受験者8名でグループとなり、一般的なテーマで討議して頂きます。

２次試験の内容ですが、体育実技（幼稚園・小学校対象)、水泳実技（小学校対象)、音楽実技（幼稚園対象)、英語実技（中学・高校の英語対象)、養護に関する実技（養護教員対象)、口述（個人面接、集団面接)（全員対象）です。

集団面接は、４人のグループで実施します。様々なシチュエーションのクラスの子ども達に対して、あなたならどんな話をしますか」というような課題です。集団面接の後、個人面接を実施します。

障害者特別選考ですが、募集人員は約10名です。配慮として、「点字による筆記試験」、「手話による口述試験や試験監督の指示」、「試験会場や座席位置の配慮」、「水泳実技、体育実技の内容を別途指示」などがあります。また、１次の総合教養、口述（集団面接）を免除します。

今年度は、志願者10名、受験者９名、合格者５名です。

採用試験の方法は、来年度は大きく変更する予定はありません。採用数についても、今年度と大きく変わることはないと考えています。

○質問：中学・高校を併願する場合は、中学・高校の免許がそれぞれ必要でしょうか？

→ 回答：中学と高校を併願する場合は、併願する校種のそれぞれの免許が必要となります。

○質問：来年度の募集人数は今年度並みということでしたが、栄養教諭についてはいかがでしょうか？

→ 回答：数については確定的なことは申し上げられませんが、継続してやらせて頂きます。

６．質疑・応答（愛知・岐阜・三重・名古屋全般）

⑴質問：再任用雇用の制度との関連で、来年度の採用数についての見込を詳しくお話頂ければと思います。

→ 愛知県の回答：お話できることはまだ何も決まっていません。ただ、再雇用の定数が増えていけば、期限付講師や新規採用者が減っていくことになります。でも、新規採用の人数の大きな変動がないようにするという「思い」でおります。

→ 岐阜県の回答：まだ何も決まっておりません。再雇用の人数が増えると、新規採用者

の数が減るという「数の理屈」ではそうなりますが、そうならないようにしたいと思っております。

→　三重県の回答：三重県は講師の数が多いので、この解消を進めていくことで、新規採用者数の確保に努めていきたいと思います。国が一定の再雇用を義務化するということですが、法の改正もされておらず、地方は白紙状態ですので何とも言えません。

→　名古屋市の回答：全く同じ状況です。名古屋市の場合、期限付講師を減らすことは限界に近くなってきていますので、再雇用が新規採用者数に影響を及ぼすとは思いますが、制度設計ができていませんので、何ともお答えできない状態です。しかし、新規採用者数への影響が少なくなるようにという思いはあります。

⑵質問：高校の情報の採用があったり、なかったりしていますが、一定の採用をしていくのか、あるいは、情報の免許を持っていて有利になることはあるのでしょうか？

→　愛知県の回答：ある程度、毎年、確保できるようにしています。多い時は10名、少ない時は５名程度です。需要としては、ある程度あると思います。愛知県の場合は、情報の免許だけでは受験できません。あと商業とか数学、理科などが必要です。

→　岐阜県の回答：今年度、「情報特別選考」を実施して、２名合格していますので、来年度も継続していきたいと思います。現状は、他教科で情報の免許を持っている者が、他教科を担当せずに情報を担当していることがあります。情報の先生に情報を持って頂きたいという声もありますので、情報特別選考を続けていきたいと思います。

→　三重県の回答：情報の募集は、あったり、なかったりという状況です。それとは別に、他教科の教員で情報の免許を持っている方が情報の指導にあたるという現状がありますので、複数免許所持を加点制度の対象とします。なお、高校の情報の教員に求める資格は、高校の情報の免許のみです。

→　名古屋市の回答：市立高校は14校しかありませんので、情報の採用については無い方が多いです。要項の中には、情報の免許をお持ちで高校に採用された方には、情報を担当して頂く場合があると謳っています。加点制度はありませんので、お持ちの免許の中で総合的に判断させて頂きます。

⑶質問：愛知県において、小・中学校における特徴として小・中の人事交流がありますが、中学校で採用されて小学校の免許を持っていない場合、小学校の免許を取る必要はありますか？

→　愛知県の回答：免許があることを前提に人事交流を考えていますので、こちらから免許をとって下さいということはありません。しかし、免許を取るための大学院研修の機会を設けるとか、認定講習会などの情報を提供することはします。まず、「免許ありき」で考えています。

⑷質問：ボランティア活動についてですが、名古屋市ではボランティア活動に対する優遇の特例を設けていますが、愛知・岐阜・三重ではそのような可能性はありますか？

→ 愛知県の回答：願書に書いて頂いて、総合的に判断しています。今のところ、加点をするということはありません。

→ 岐阜県の回答：提出書類の中に書いて頂く場所を設けていますので、それを見て判断しています。ボランティアの範囲、程度の線引きが難しいですので、加点とか、試験の一部免除とかは考えておりません。

→ 三重県の回答：提出書類の中に書いて頂いて、個人面接等で見ていきます。加点制度の中で、意見としてはありましたが、どういうボランティアを対象とするかが議論になり、なかなか設定しにくいです。

＜司会者＞

それでは、皆様にご協力頂いて、ほぼ予定通りの時間になりましたので、これで終わります。改めて各教育委員会の皆様に拍手をお送りしたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

２０１１年度東海私教懇事務局報告

2011年度活動報告

１．2011 年度総会

日時：2011 年 5 月 14 日（土）　14：00 ～ 15：00

会場：名城大学天白キャンパス　共通講義棟北 N401 講義室

総会議案：

1 号議案　2010 年度活動報告

2 号議案　2010 年度会計報告・会計監査報告

3 号議案　2011 年度活動計画

4 号議案　2011 年度活動予算

２．定例研究会

定例研究会を 4 回開催した。中教審を中心に教員養成制度見直しの議論が進む中で、教員養成課程における教育の質保証が現実的課題として問われ始めている。この課題に向き合う中で、全学的な教職課程運営体制の在り方をはじめ、日頃の教職課程運営にあたって課題となっている諸問題に対する加盟校の意識が深まり、活発な議論と意見交換が交わされた。また、恒例の教育委員会との意見交換には、名古屋市教育委員会からのご参加を得ることができた。

1）第 1 回定例研究会

日　時：2011 年 5 月 14 日（土）　15：00 ～ 16：30（総会会場に同じ）

テーマ：「今後の私大教職課程の課題　－質保証をめぐって－」

講　師：玉川大学　森山賢一氏（全私教協事務局次長、関私教協教職カリキュラム部会長）

2）第 2 回定例研究会

日　時：2011 年 10 月 22 日（土）14：00 ～ 16：30

会　場：名城大学天白校舎タワー 75　15 階　レセプションホール

テーマ：「課程申請をめぐる諸問題」

話題提供

・椙山女学園大学　大須賀久　範氏

・金城学院大学　中山有氏

・中京大学　寺本慎也氏

・東海学院大学　内田晩穂氏（資料提供）

3）第 3 回定例研究会

日　時：2011 年 12 月 17 日（土）14:00 ～ 16:30

会　場：名城大学天白校舎　共通講義棟北 N221 講義室

テーマ：平成24年度教員採用試験状況と25年度の展望

講師

・愛知県教育委員会教職員課主査　木下勝義氏

・岐阜県教育委員会教職員課　高校担当　課長補佐　高木岳氏

・三重県教育委員会人材政策室副室長　花岡みどり氏

・名古屋市教育委員会管理主事　坂野幸彦氏

4）第４回定例研究会

日　時：2012 年 3 月 3 日（土）14：00 ～ 16：30

会　場：名城大学名駅サテライト　会議室

テーマ：「教員養成制度改革の動向をめぐって」

講師

・片山信吾氏（名城大学）「教員養成制度改革の動向」

・武者一弘氏（信州大学)「教員養成制度改革への対応―信州大学の事例を中心に」

3．世話人会

1）第１回：2011 年 5 月 14 日（土）名城大学天白校舎　共通講義棟北 N401 教室

主要議事：2011 年度活動計画について

2）第２回：2011 年 7 月 1 日 (土)　名城大学天白校舎　タワー 75　1002 会議室

主要議事：世話人確認、新規加盟校（金沢工業大学）承認、第 2 回定例研究会準備他

3）第３回：2011 年 10 月 22 日（土）名城大学天白校舎タワー 75　レセプションホール

主要議事：新規加盟校（北陸学院大学）承認、第 3 回定例研究会準備、会報『東海教師教育研究 26 号』編集準備、全私教 2012-13 年度事務局校（事務局長名城大学　酒井博世氏）承認、2013 年度全私教協総会・研究大会会場（愛知大学名古屋校舎）承認、その他全私教協関連議事（12 年度研究集会テーマ等）

4）第４回：2011 年 12 月 17 日（土）名城大学天白校舎　N221 教室

主要議事：第 4 回定例研究会準備、会報 26 号編集進捗状況確認、2012-13 年度地区運営体制（代表世話人校（兼全私教理事）椙山女学園大学　宮川充司氏）承認、他

5）第５回：2012 年 3 月 3 日（土）名城大学名駅サテライト　会議室

主要議事：12 年度全私教研究大会分科会テーマ、報告者等承認、2012 年度総会日時・会場、第 1 回定例研究会報告者（愛知淑徳大学）等承認、2012-13 年度全私教関連委員（全私教協事務局次長名城大学片山信吾氏、編集委員愛知工業大学川口洋誉氏、学校インターンシップ等愛知大学加島大輔氏）承認、他

6）第６回：2012 年 4 月 21 日（土）名城大学天白校舎　タワー 75　1003 会議室

主要議事　2012 年度総会議事（2011 年度活動報告案、決算案、2012 年度活動方針案、予算案）審議

4．ニュースレター / 会報

ニュースレター　2回発行（1号 2011 年 12 月、2号 2012 年 4 月）

会報『東海教師教育研究』25 号発行（2011 年 6 月）、26 号編集中（2012 年 5 月発行予定）

5．11 年度新規加盟校

金沢工業大学、愛知東邦大学、富山国際大学（従来全私教直接加盟、11 年度東海地区加盟）、桜花学園大学、北陸学院大学

6．全私教委員会活動

1）学校インターンシップ等検討委員会　（加島大輔委員）

・昨年度に引き続き、学校インターンシップ等に関して教育委員会や実施大学からの報告を受け、現状の把握と今後のあり方についての検討を行った。

・全私教協加盟校に対し、学校インターンシップ等（ボランティアを含む）の実施状況についてのアンケート調査を実施した。調査結果については、2012 年度全私教協研究大会において報告する予定である。

・全私教協研究大会分科会「教員採用担当者は実践的指導力の何を評価しているのか」（2011 年 5 月 22 日）

・委員会 5 回（2011 年 7 月 10 日、2011 年 10 月 2 日、2011 年 11 月 20 日、2012 年 2 月 26 日、2012 年 4 月 22 日）

・アンケート調査結果分析作業部会（2012 年 3 月 29 日）

2）教員免許事務検討委員会　（内田晩穂委員、大須賀久範委員）

・委員会及び研究大会での分科会（第 6 分科会、第 12 分科会）の開催（5 月 22 日）（於　関西学院大学）

・委員会の開催及び京都地区協議会加盟大学と懇談会形式で教員免許事務に関する勉強会の実施（8 月 27 日）（於　龍谷大学）

・委員会の開催（12 月 10 日）（於　久留米大学）

・委員会の開催（3 月 11 日）（於　関西大学）

3）教員養成制度検討委員会　（片山信吾委員）

教員養成制度改革に関する情報と分析をすすめ、研究大会、研究交流集会で成果を報告した。また、中教審審議経過報告に対する意見書原案づくり、「教員養成制度改革資料集」（2011。11）の刊行を行った。

・委員会 5 回（11. 7 .10、11. 8 .28、11.10. 1 、12. 1 .9、12. 3 . 4）

以　上

2012-13年度代表世話人体制について

名　前	所　属	役　割　分　担
内　田　晩　穂	東海学院大学	全私教免許事務検討委員会
大　塚　弥　生	南　山　大　学	全私教監事
後　口　伊志樹	愛知淑徳大学	会計監査
笠　井　　尚	中　部　大　学	編集委員
加　島　大　輔	愛　知　大　学	全私教学校インターンシップ等検討委員会
片　山　信　吾	名　城　大　学	全私教事務局次長、全私教教員養成制度検討委員会
亀　谷　和　史	日本福祉大学	世話人
酒　井　博　世	名　城　大　学	全私教事務局長
杉　江　修　治	中　京　大　学	研究担当
高　橋　正　司	岐阜女子大学	世話人
長谷川　元　洋	金城学院大学	全私教事務局次長、WEB 担当
宮　川　充　司	椙山女学園大学	代表世話人・全私教理事
坂　本　徳　弥	椙山女学園大学	会計
川　口　洋　誉	愛知工業大学	全私教編集委員、編集委員
渡　　昌　弘	人間環境大学	会計監査

※全私教免許事務検討委員会委員　金城学院大学　中山　有

2012年度活動計画案

今後の教員免許制度に大きな影響のある中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会の第11回特別部会が、2012年4月18日に開催されました。その特別部会では、3月16日に開催された第7回基本制度ワーキンググループでの報告のまとめを、特別部会として承認し次のステップに移行しました。今後は、それに対するヒアリングを経て、夏頃までに特別部会の最終答申を出すと予告されていますので、特別部会の動向に私学としては目を離せない状況になっております。この教員養成政策に関する問題については、全国私立大学教職課程研究連絡協議会の教員養成制度検討員会や免許事務検討委員会等とも連携しながら、東海地区としても加盟校と連携を図りながら、情報の共有と対応に務めさせていただきます。

履修カルテの活用と運用、学校インターンシップ（ボランティア）、課程認定申請や課程変更届等の教職課程に関わる諸問題は、なお一層複雑化・高度化し解決を迫られている諸課題は山積しております。また、四年制大学では2015年度にカリキュラム上の実施を求められている教職実践演習の準備や運用についての情報交換も非常に重要なものとなっていると思います。短期大学では、2011年度に既にこの科目の開講をされていると思いますので、加盟短期大学にもご協力をいただいて、加盟校での情報交換をしていく必要があります。

2010年度-2011年度全国私立大学教職課程研究連絡協議会の会長校を金城学院大学に勤めていただきましたが、次期はその全私教協の事務局を、これまで東海私教懇の事務局を引き受けていただいた名城大学が引き受けていただくことになっております。東海私教懇の全私教協における役割は、引き続き大きいので、なお連携支援をしながら、地区としての活動を広げていく必要があろうかと思います。関連して、ここのところ北陸地方の加盟大学が増えてきておりますが、となると実情にあった会の運営とともに、会の名称等についても会則の改正も含めて、検討していかないといけない時期にもなっております。

こうした様々な課題を踏まえながら、当面次の様な活動に取り組みたいと考えます。

活動計画

1．教員養成政策の動向に関して情報収集・情報交換を行い、研究に努める。

(a) 教員養成政策動向を把握することに努め、情報収集・情報交換を行う。

(b) 教職実践演習導入に伴う教職課程カリキュラム・教職課程運営のあり方について、研究交流を深める。

2．教員免許更新制に関する情報交換・研究を行う。

(a) 免許更新制の見直しにかかわる動向を把握することに努め、情報収集・情報交換を行う。

(b) 東海地区における免許更新に関する状況等につき教育委員会などと情報交換を行う。

(c) 東海地区における更新講習会のあり方に関して研究する。

3．教職大学院問題について情報収集を行い、研究に努める。

(a)　東海地区における教職大学院問題について情報収集を行い研究に努める。

(b)　教職大学院の経験に学び、教員養成課程におけるカリキュラム改革に資する情報の収集に努める。

4．会員校における教職課程運営に関して情報交換を行い、質的向上のための研究に努める。

(a)　会員校の教職課程履修要項などをデータベース化し、相互に検討できる体制を検討する。

(b)　会員校の教職課程教員の専門・研究テーマを交換し、本懇談会の研究水準を向上させる。

(c)　会員校の教職課程担当事務局相互の連携を深め、緊密な連絡が取れるようにする。

5．日常的な教職課程運営に関する情報交換を行う。

(a)　教育実習受け入れ状況・受け入れ期間、介護等体験、教育実習謝金問題など教職課程運営の具体的諸問題を情報交換する。

(b)　採用問題・採用状況を中心とした研究会などを開催する。

6．全私教協の会則改正に対応して東海私教懇の会則改正を検討する。

(a)　北陸地区の加盟校の増加に対応した活動の在り方、組織の在り方について、検討を開始する。

以　上

2011年度会計報告及び会計監査

2011年4月1日～ 2012年3月31日

2011年度収入

項目	予算	決算	差額	備考
繰越金	1,874866	1,874,866	0	
会費	702,000	792,000	90,000	会員校44校（5校増、1校減）、未納0校
過年度会費	0	0	0	
利息	500	378	−122	ゆうちょ銀行口座
その他	0	0	0	
合計	2,577,366	2,667,244	89,878	

2011年度支出

項目	小項目	予算	決算	差額	内訳
謝金		80,000	60,000	20,000	講師3名
交通費		70,000	69,610	390	講師2名、事務検1名
通信費		50,000	59,205	−9,205	
事務局運営費	消耗品	40,000	4,539	35,461	
	会議費	20,000	27,471	−7,471	
	複写費	5,000	0	5,000	
	ウェブサイト費	10,000	9,800	200	
	世話人交通費	120,000	102,000	18,000	
	代表世話人諸経費	20,000	20,000	0	
	アルバイト謝金	20,000	0	20,000	
印刷費		350,000	271,425	78,575	会報25号
研究会活動費		10,000	0	10,000	
予備費		1,782,366	0	1,782,366	
合計		2,577366	624,050	1,953,316	

2011年度収支

収入	2,667,244	
支出	624,050	
収支差額	2,043,194	次年度繰越金

2011年度当会会計は上記の通りであって、適切に執行されていることを報告する。

2012年4月13日

人間環境大学　渡　昌弘

2012年度予算案

2012年4月1日～ 2013年3月31日

2012年度収入

項目	予算	内訳
前年度繰越金	2,043,194	
会費	792,000	会員校44校分
過年度会費	0	
利息	500	
その他	0	
合計	2,835,694	

2012年度支出

項目	小項目	予算	内訳
謝金		80,000	
交通費		70,000	
通信費		60,000	
事務局運営費	消耗品費	30,000	
	会議費	30,000	
	複写費	5,000	
	ウェブサイト費	10,000	
	世話人交通費	120,000	
	代表世話人諸経費	20,000	
	アルバイト謝金	20,000	
印刷費		350,000	
研究会活動費		10,000	
予備費		2,030,694	
合計		2,835,694	

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会規約

1979年４月27日
1981年４月25日（一部改訂）
1982年４月26日（一部改訂）
1983年10月６日（一部改訂）
1984年４月28日（一部改訂）
1989年５月13日（一部改訂）
1990年４月28日（一部改訂）
2002年５月11日（一部改訂）
2007年５月27日（一部改訂）

（名　　称）

第１条　　本会は、「東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会」と称する。

（目　　的）

第２条　　本会は東海地区私立大学・私立短期大学の教職課程に関する研究活動を推進し、あわせて情報交換・連絡協議することによって、その充実を図ることを目的とする。

（事　　業）

第３条　　本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

１．私立大学における教員養成についての研究
２．私立大学における教職課程についての情報交換・連絡協議
３．私立大学における教職課程、特に実習などについての研究・協議
４．私立大学における開放制教員養成の重要性について、認識を深めるための広報活動
５．その他、本会の目的達成のために必要な事業

（会　　員）

第４条　　本会は、教職課程を設置している東海地区私立大学・私立短期大学をもって組織する。ただし、本会に加盟していない大学において、教職課程を担当する教員は、その所属する大学が会員となるまでの期間、有志会員として本会に加盟することができる。

（機　　関）

第５条　　本会につぎの機関をおく。

１．総　　会
２．世話人校若干および代表世話人校一校
３．事　務　局
４．会　　計
５．会計監査　　２名

（役員選出）

第６条　　世話人校・代表世話人校および会計監査は総会で選出する。

２．任期はそれぞれ２年とする。

３．事務局は、代表世話人校におく。

（会　　費）

第７条　　会員校は１校につき年額18,000円を会費として納入する。有志会員の会費は年額１口5,000円とする。

（会計年度）

第８条　　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（全国協との関係）

第９条　　本会加盟校のうち、全国私立大学教職課程研究連絡協議会に加盟する大学で、東海地区私立大学教職課程研究連絡協議会を構成する。同協議会事務局は当分の間、本会事務局が兼務する。

（規約改正）

第10条　　本会の規約改正は、総会出席会員校の過半数の同意を必要とする。

付　則　　この規約は、昭和54年４月27日から実施する

＜執筆者紹介＞

（執筆順）

伊　藤　大　輔　　金沢工業大学　教職課程

木　村　竜　也　　金沢工業大学　教職課程

國　井　修　一　　椙山女学園大学　教育学部

柴　田　育　郎　　愛知淑徳大学　教職・司書・学芸員教育部門

亀　田　夕　佳　　愛知淑徳大学　教職・司書・学芸員教育部門

中　村　治　人　　岡崎女子短期大学

大　岩　みちの　　岡崎女子短期大学（2013 年 4 月より岡崎女子大学）

坂　本　徳　弥　　椙山女学園大学　教育学部

東海教師教育研究　第27号

2013年６月20日　発行　　（会員配布）

編　集　「東海教師教育研究」編集委員会

発　行　東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会
代表世話人大学　椙山女学園大学
事 務 局：〒464-8662　名古屋市千種区星が丘元町17-3
椙山女学園大学教育学部
TEL (052) 781-4405（教育学部）
(052) 781-6466（教務課）
URL：http://www.sugiyama-u.ac.jp

印　刷　㈲一粒社　〒475-0837　半田市有楽町7-148-1
TEL（0569）21-2130

TOKAI JOURNAL OF TEACHER EDUCATION

No.27

June, 2013

THE TOKAI ASSOCIATION
OF RPIVATE UNIVERSITIES
FOR
TEACHER EDUCATION
NAGOYA, JAPAN